

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月22日
【事業年度】	第15期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ウィルグループ
【英訳名】	WILL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 茂
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03(6859)8880（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 高山 智史
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町一丁目32番2号
【電話番号】	03(6859)8880（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 高山 智史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上収益 (百万円)	79,273	103,300	121,916	118,249
税引前利益 (百万円)	2,510	2,876	4,057	3,788
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	1,451	1,539	2,380	2,363
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円)	1,321	1,182	1,174	4,038
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	7,056	4,196	5,233	8,240
総資産額 (百万円)	35,600	43,398	44,600	46,760
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	319.04	188.71	235.46	370.13
基本的1株当たり 当期利益 (円)	68.91	69.46	107.07	106.35
希薄化後1株当 り当期利益 (円)	66.04	67.59	104.75	104.59
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	19.8	9.7	11.7	17.6
親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	27.9	27.4	50.5	35.1
株価収益率 (倍)	21.66	17.44	5.29	10.74
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,462	2,807	4,908	4,316
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,331	5,635	3,035	433
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,247	564	2,631	2,646
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	9,159	6,862	5,944	7,455
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	2,044 (380)	3,529 (343)	4,488 (280)	4,845 (312)

(注1) 売上収益には、消費税等は含まれていません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

(注3) 第13期より国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

(注4) 各期に実施した企業結合について、取得日において取得原価の配分が完了していない場合には、暫定的な評価に基づいて会計処理をしています。取得原価の配分を更新した企業結合については、取得原価の配分を取得日に遡って修正しています。

回次	日本基準	
	第11期	第12期
決算年月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	60,599	79,197
経常利益 (百万円)	1,980	2,441
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	1,011	1,222
包括利益 (百万円)	1,101	1,393
純資産額 (百万円)	5,018	9,860
総資産額 (百万円)	17,300	28,095
1株当たり純資産額 (円)	219.56	373.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.23	58.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	53.85	55.62
自己資本比率 (%)	23.3	29.4
自己資本利益率 (%)	26.5	19.9
株価収益率 (倍)	17.43	25.72
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38	3,503
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,576	2,095
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,446	3,971
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,627	9,159
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,240 (305)	2,044 (380)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれていません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、1年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

(注3) 第12期より専門職社員を従業員数に含めて記載する方法に変更しています。

(注4) 2016年12月1日付で1株につき2株の株式分割を行っていますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高及び営業収益 (百万円)	2,087	2,493	3,271	3,502	4,576
経常利益 (百万円)	798	842	937	882	2,019
当期純利益 (百万円)	730	879	903	1,722	1,819
資本金 (百万円)	609	1,993	2,017	2,033	2,089
発行済株式総数 (株)	19,065,600	22,124,000	22,242,400	22,321,400	22,554,500
純資産額 (百万円)	3,027	6,987	7,520	8,806	10,023
総資産額 (百万円)	7,793	13,276	19,968	20,826	20,728
1株当たり純資産額 (円)	163.33	314.91	339.36	395.30	449.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	39.15	41.73	40.79	77.50	81.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	38.87	39.99	39.69	75.82	80.48
自己資本比率 (%)	38.5	52.5	37.6	42.2	48.3
自己資本利益率 (%)	25.3	17.6	12.0	21.2	19.4
株価収益率 (倍)	24.14	35.78	29.69	7.30	13.95
配当性向 (%)	35.8	43.1	44.1	29.7	29.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	67 (6)	73 (6)	77 (5)	111 (11)	126 (4)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	187.6 (114.7)	299.1 (132.9)	247.1 (126.2)	124.5 (114.2)	242.8 (162.3)
最高株価 (円)	997 (1,994)	2,139 (-)	1,441 (-)	1,326 (-)	1,163 (-)
最低株価 (円)	391 (781)	744 (-)	763 (-)	484 (-)	452 (-)

(注1) 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれていません。

(注2) 第12期より専門職社員を従業員数に含めて記載する方法に変更しています。

(注3) 2016年12月1日付で1株につき2株の株式分割を行っていますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

(注4) 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

## 2【沿革】

当社グループの前身は、1997年8月に大阪市浪速区に株式会社ビッグエイドが設立され、短期型の業務請負業を開始し、当社代表取締役会長池田良介が1997年10月に株式会社ビッグエイドに入社したことに始まります。

一方、1997年1月に大阪市北区において現在は当社の連結子会社である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）が設立され、テレマーケティング業を開始しました。

2000年2月に、テレマーケティング業と業務請負業の相乗効果を図ることを目的として、両社が株式会社セントメディアを存続会社として合併し、当社代表取締役会長池田良介が合併後の会社の社長となりました。以降、株式会社セントメディアを中核会社として人材サービス分野の事業を展開し、市場の変化に対応する形で新規事業の創出や既存事業の再編を重ねてまいりました。

2006年4月に純粋持株会社として株式会社ウィルホールディングス（2012年6月、株式会社ウィルグループに商号変更）を設立し、事業会社の専門性の向上と経営資源の最適化を図るべく、グループ経営体制に移行しました。

なお、当社並びに当社グループの沿革は、以下の通りです。

### [当社グループの沿革]

- 1997年1月 株式会社セントメディアを設立し、テレマーケティング業を開始。
- 1997年8月 引越やイベント会場の設営等、軽作業の短期請負を主業務として、株式会社ビッグエイドを設立。
- 2000年2月 株式会社セントメディアが、テレマーケティング業と業務請負業の相乗効果を図ることを目的として、株式会社ビッグエイドを吸収合併のうえ、ファクトリーアウトソーシング事業開始。
- 2002年2月 株式会社セントメディアが、一般労働者派遣事業の許可を取得し、コールセンターを対象にオペレーター派遣を行うコールセンターアウトソーシング事業開始。
- 2002年7月 株式会社セントメディアが、家電量販店等の販売員派遣を行うセールスアウトソーシング事業開始。
- 2006年4月 株式会社セントメディアと株式会社グローリアスが共同株式移転を行い株式会社ウィルホールディングス（現・当社）を設立。
- 2006年11月 株式会社ボーダーリンクの株式を取得し、ALT（外国語指導助手）派遣業を開始。
- 2012年6月 株式会社ウィルホールディングスから株式会社ウィルグループへ商号を変更。
- 2013年12月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
- 2014年2月 海外事業の統括を目的とし、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.を設立。
- 2014年8月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が、シンガポールにおける人材紹介事業の拡充及びエグゼクティブサーチ、人材派遣事業の開始を目的とし、Scientec Consulting Pte. Ltd.の株式を取得。
- 2014年12月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。
- 2015年9月 株式会社クリエイティブバンクの株式を取得し、セールスアウトソーシング事業を拡充。
- 2016年3月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が、シンガポールにおける航空産業への参入及び人材派遣事業の拡充を目的とし、Oriental Aviation International Pte. Ltd.他2社の株式を取得。
- 2017年1月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が、オセアニア地域での人材サービスの提供、また、シンガポールにおけるエグゼクティブサーチ領域の強化・拡大を目的とし、Ethos Corporation Pty Ltd他2社の株式を取得。
- 2018年1月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が、オセアニア地域での人材サービス領域の強化・拡大を目的とし、DFP Recruitment Holdings Pty Ltdの株式を取得。
- 2018年6月 建設業界における技術者派遣、紹介サービスの提供を目的とし、C4株式会社（現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション）の株式を取得。
- 2018年8月 オセアニア地域での事業拡大を目的にEthos BeathChapman Australia Pty Ltdを設立。
- 2018年9月 Ethos BeathChapman Australia Pty Ltdが、オセアニア地域において政府機関への人材サービスの強化を目的とし、Quay Appointments Pty Ltdの株式を取得。
- 2019年1月 WILL GROUP Asia Pacific Pte.Ltd.が、HR領域におけるグローバルネットワークの強化・拡大を目的とし、The Chapman Consulting Group Pte.Ltd.の株式を取得。
- 2019年4月 WILL GROUP Asia Pacific Pte.Ltd.が、オセアニア地域における人材サービスの強化を目的とし、u&u Holdings Pty Ltdの株式を取得。
- 2019年10月 国内の人材サービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一。
- 2019年12月 オセアニア地域におけるグループシナジー強化に向け、Ethos Corporation Pty Ltd他1社及びQuay Appointments Pty Ltd他2社をEthos BeathChapman Australia Pty Ltdに統合。
- 2020年3月 フォースタートアップズ株式会社が東京証券取引所マザーズに上場。
- 2021年4月 シンガポールにおける事業拡大を目的に、完全子会社であるGood Job Creations(Singapore) Pte. Ltd.の全株式を、同じく完全子会社であるOriental Aviation International Pte. Ltd.に現物出資し、経営を統合。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社46社（国内15社、海外31社）、持分法適用会社1社で構成されており、人材派遣、業務請負、人材紹介を主とする人材ビジネスを行っています。競争が激化する中で顧客から選ばれ続けるために、特定の事業領域に特化しそのカテゴリーにおけるサービス品質の強化を図っています。事業領域については、国内では、家電量販店等の販売現場、コールセンター、食品等の工場、介護施設、建設業等、海外では政府・行政といった比較的景気の変動の少ない領域でサービスを展開しています。

#### （人材派遣）

人材派遣とは、派遣会社と雇用契約を締結したスタッフを労働者派遣契約を締結した企業に派遣することをいいます。雇用関係と指揮命令関係が分かれていることが特徴であり、派遣会社は、労働者派遣契約に基づき派遣先企業から派遣料金を受領し、雇用契約に基づき派遣スタッフに給与を支払います。

#### （業務請負）

業務請負とは、請負会社が委託会社との間にて請負契約を締結し、委託会社の業務を遂行することで対価を受領することをいいます。

#### （人材紹介）

人材紹介とは、企業の求人依頼を受け、それに該当する人材を企業に紹介することをいいます。人材紹介会社は、紹介を受けた企業から紹介料金を受領します。

以上が、全てのセグメントに共通する業態の内容であり、報告セグメント毎の事業内容は以下の通りです。

当連結会計年度より、事業ポートフォリオマネジメントの見直し、全社戦略の強化を図るために、事業セグメントを、従来の「セールスアウトソーシング事業」、「コールセンターアウトソーシング事業」、「ファクトリーアウトソーシング事業」、「介護ビジネス支援事業」、「海外HR事業」、フォースタートアップス（株）が展開する「スタートアップ人材支援事業」の6区分から、「国内WORK事業」、「海外WORK事業」の2区分へ変更しています。

#### （1）国内WORK事業

当事業では、国内における販売、コールセンター、工場、介護施設等カテゴリーに特化した人材派遣・人材紹介・業務請負及び連結子会社であるフォースタートアップス株式会社が展開するスタートアップ企業向けの人材支援サービス等を行っています。それぞれのカテゴリーにおける事業内容は以下の通りです。

##### セールスアウトソーシング

家電量販店等における販売業務を通して、顧客の商品・サービスの拡大の支援、大手IT関連企業の各種キャンペーンの企画・運営を中心に行っています。家電量販店等における販売支援では、スマートフォン等のモバイルデバイスが中心であり、接客、商品説明、申込み等の販売業務や販売スタッフのマネジメント、販売情報の収集・報告等の業務に従事するスタッフをチーム型で派遣（ハイブリッド派遣）、人材派遣又は業務請負、販促イベントやキャンペーンのプロモーションを行っています。

##### コールセンターアウトソーシング

コールセンターを運営する企業やテレマーケティングサービスを展開する企業において、当該業務を通じた、顧客とエンドユーザー間との信頼関係を構築することを支援するサービスを提供しています。また、オフィス等への事務職等の人材派遣、紹介事業を行っています。コールセンターの中でも、通信会社、BPO（企業の業務プロセスの一部を継続的に外部の企業に委託すること）、金融機関向けを中心としており、情報提供、配送、アフターサービス、相談、苦情の受付、処理、解決等の業務に従事するスタッフをチーム型で派遣（ハイブリッド派遣）又は人材派遣を行っています。また、当事業を行っている株式会社ウィルオブ・ワークでは、自社でコールセンターを保有しており、顧客のテレマーケティング業務の請負を行っています。

##### ファクトリーアウトソーシング

食品、電気機器、電子機器、輸送用機器、化学・薬品、金属等の製造業の生産過程において、技術や人材管理ノウハウを提供し、顧客の生産性の向上を実現するサービスを提供しています。製造業の中でも、比較的景気に左右されにくい食品製造業を中心としており、製造、検査、品質管理、仕分け、梱包等の業務に従事するスタッフをチーム型で派遣（ハイブリッド派遣）、人材派遣又は業務請負を行っています。

介護ビジネス支援

介護施設を運営する企業に対して、介護スタッフを派遣又は人材紹介を行い、介護施設の安定運営を実現するサービスを提供しています。介護業務に従事するスタッフの人材派遣、業務請負又は人材紹介を行っています。

スタートアップ人材支援

HR (Human Resources) を中核とした成長産業（ベンチャー/スタートアップ企業等）支援事業を行っています。

その他

上記5区分の他、建設技術者の派遣・紹介、教育現場へのALT（外国語指導助手）の派遣、保育士の派遣・紹介、システムエンジニアの派遣・紹介等を行っています。

(2) 海外WORK事業

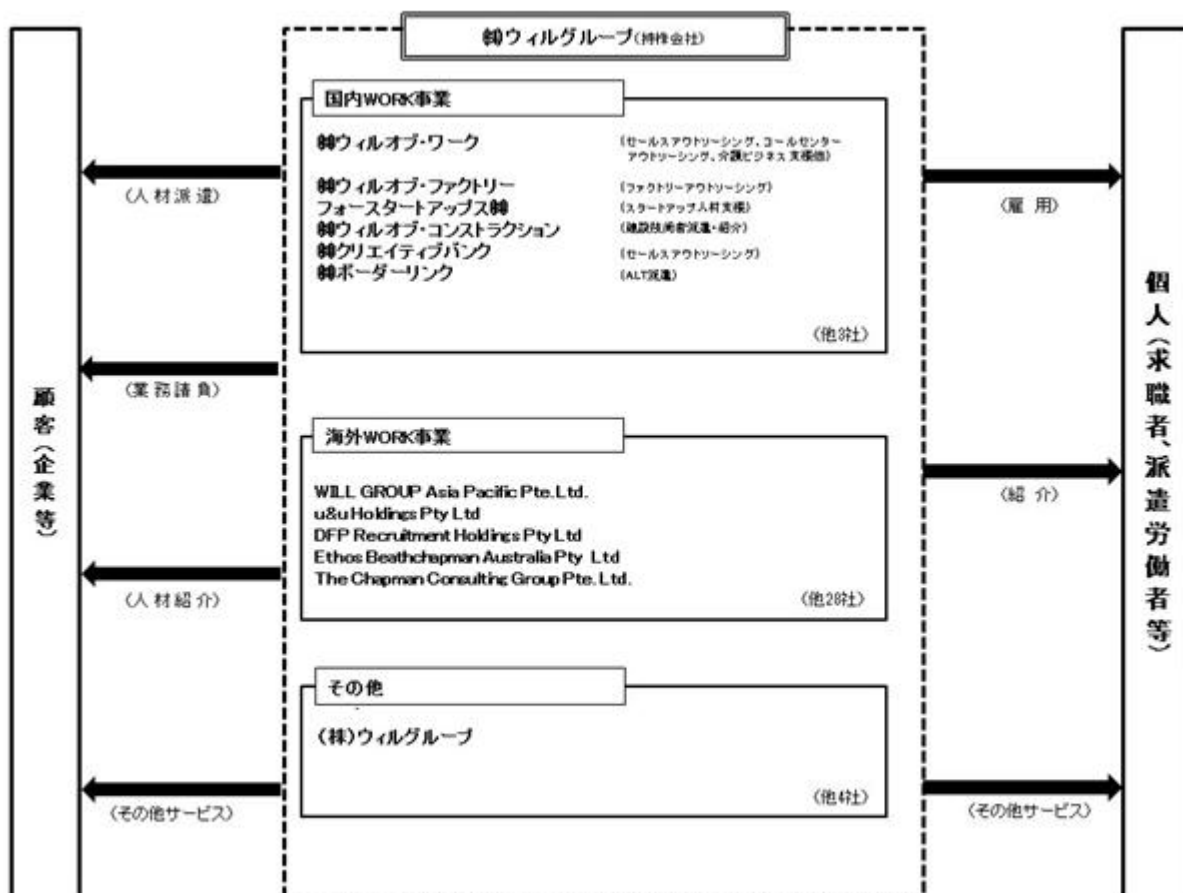
当事業では、ASEANやオセアニア地域において、人材派遣、人材紹介などの人材サービスを行っています。

上記に加え、HRTech分野の人材サービス、外国人ライフサポートサービス、ITエンジニア/クリエイター向け賃貸住宅（TECH RESIDENCE）事業等を行っています。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

[ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ウィルオブ・ ワーク (注4、5)	東京都 新宿区	99	国内WORK事業 その他	100.0	経営管理契約書に基づ く経営管理料の支払。 役員の兼任あり。 役務の提供あり。 資金の借入あり。
株式会社ウィルオブ・ ファクトリー (注4、6)	東京都 千代田区	99	国内WORK事業	100.0	経営管理契約書に基づ く経営管理料の支払。 役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
株式会社ボーダーリンク	埼玉県 さいたま市 大宮区	91	国内WORK事業	100.0	経営管理契約書に基づ く経営管理料の支払。 役員の兼任あり。 役務の提供あり。 資金の借入あり。
株式会社クリエイティブ バンク	東京都 千代田区	100	国内WORK事業	100.0	役員の兼任あり。 資金の借入あり。
株式会社ウィルオブ・ コンストラクション	神奈川県 横浜市 港北区	98	国内WORK事業	100.0	経営管理契約書に基づ く経営管理料の支払。 役員の兼任あり。 資金の借入あり。
フォースタートアップス 株式会社 (注4、8)	東京都 港区	210	国内WORK事業	61.5	役員の兼任あり。
ウィルグループファンド 投資事業有限責任組合 (注4)	京都府 京都市 中京区	300	その他	98.0	-
ウィルグループHRTech 投資事業有限責任組合 (注4)	京都府 京都市 中京区	875	その他	99.0	-
ウィルグループHRTech 2号 投資事業有限責任組合 (注4)	京都府 京都市 中京区	444	その他	99.0	-
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. (注4)	シンガポール	109,373千 シンガポール ドル	海外WORK事業	100.0	コンサルティング業務 委託契約書に基づくコ ンサルティング業務委 託料の受取。 役員の兼任あり。 資金の貸付あり。
Oriental Aviation International Pte.Ltd. (注4)	シンガポール	3,197千 シンガポール ドル	海外WORK事業	100.0	-



名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd (注4、9)	オーストラリア	23,899千豪ドル	海外WORK事業	80.0 (80.0)	役員の兼任あり。
DFP Business Trust (注4、7、10)	オーストラリア	8,470千豪ドル	海外WORK事業	80.0 (80.0)	-
Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd (注4、11)	オーストラリア	31,543千豪ドル	海外WORK事業	100.0 (100.0)	-
The Chapman Consulting Group Pte.Ltd. (注12)	シンガポール	127千シンガポールドル	海外WORK事業	51.0 (51.0)	-
u&u Holdings Pty Ltd (注13)	オーストラリア	1,200千豪ドル	海外WORK事業	80.0 (80.0)	-

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しています。

(注2) 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。

(注3) 上記に含まれない連結子会社は31社、持分法適用会社は1社です。

(注4) 特定子会社に該当しています。

(注5) 株式会社ウィルオブ・ワークについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	46,372百万円
	(2) 経常利益	1,429百万円
	(3) 当期純利益	927百万円
	(4) 純資産額	1,652百万円
	(5) 総資産額	8,101百万円

(注6) 株式会社ウィルオブ・ファクトリーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	20,585百万円
	(2) 経常利益	426百万円
	(3) 当期純利益	124百万円
	(4) 純資産額	755百万円
	(5) 総資産額	3,033百万円

(注7) DFP Business Trustについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	12,991百万円
	(2) 経常利益	216百万円
	(3) 当期純利益	216百万円
	(4) 純資産額	534百万円
	(5) 総資産額	2,285百万円

(注8) フォースタートアップス株式会社は、有価証券報告書を提出しています。

(注9) DFP Recruitment Holdings Pty Ltdは、当社の子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が株式を80%保有する連結子会社です。

(注10) DFP Business Trustは、当社の子会社であるDFP Recruitment Holdings Pty Ltdがユニットを100%保有する連結子会社です。

(注11) Ethos BeathChapman Australia Pty Ltdは、当社の子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が株式を100%保有する連結子会社です。

(注12) The Chapman Consulting Group Pte.Ltd.は、当社の子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が株式を51%保有する連結子会社です。

(注13) u&u Holdings Pty Ltdは、当社の子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.が株式を80%保有する連結子会社です。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
国内WORK事業	4,147 (243)
海外WORK事業	455 (59)
報告セグメント計	4,602 (302)
その他	161 (6)
全社(共通)	82 (4)
合計	4,845 (312)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

(注2) 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社及びグループ会社の管理部門に所属しているものです。

(注3) 前連結会計年度末に比べ従業員数が357人増加しています。主な理由は、新規学卒者の採用によるものです。

### (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
126 (4)	35.1	5.5	6,454

セグメントの名称	従業員数(人)
その他	44 (-)
全社(共通)	82 (4)
合計	126 (4)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しています。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「個と組織をポジティブに変革するチェンジエージェント・グループ」をミッションとして掲げ、ビジョンとして、「Working（働く）」「Interesting（遊ぶ）」「Learning（学ぶ）」「Living（暮らす）」の各事業領域において、期待価値の高いブランディングカンパニーを創出し、各領域においてNo.1の存在になる「WILLビジョン」を掲げています。競争が激化する中で顧客から選ばれ続けるために、特定の事業領域に特化しそのカテゴリーにおけるサービス品質の強化を図っています。事業領域については、国内では、家電量販店等の販売現場、コールセンター、食品等の工場、介護施設、建設業等、海外では政府・行政といった比較的景気の変動の少ない領域でサービスを展開しています。そのため、リーマンショック以降の一般労働者派遣市場が概ね横ばいで推移する中、高い成長を実現してきました。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束の見通しは立っていませんが、前年度において、リモートワークでの体制、感染拡大の影響の少ない分野への人員シフト、固定費等の見直しを進めてきました。その結果、コロナ禍での体制が整備できたことで、事業への影響は収束の方向に向かっています。2022年3月期は、2021年3月期の助成金収入等の一過性影響が剥落しますが、先行投資を除くベース予算は、感染拡大前の2020年3月期の水準を上回る見通しです。一方で、中期経営計画の経営目標達成に向けて、売上総利益率の高い建設技術者派遣、ITエンジニア派遣等「専門性の高い領域への人材派遣」、介護等の人材紹介を拡大するための営業体制整備に向けて先行投資を行い、持続的な成長に向けた基盤を構築します。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループの重視する経営指標は、売上収益、営業利益、売上高営業利益率です。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

今後の見通しについては、国内では構造的な人手不足における人材需要の高まりに変化はないものの、新型コロナウイルス感染症拡大は収束しておらず、国内経済、世界経済の停滞等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画「WILL-being 2023」（以下、「本中計」）を策定しました。

##### WILL-being 2023で目指す方向性

本中計で目指す方向性として、当社グループの持続的な成長の実現に向けては、グループの利益体質を変えていくことが必要であり、その基盤構築フェーズとして本中計を位置づけています。本中計の基本方針は、ポートフォリオシフト、デジタルシフトにより営業利益率を高める「WORK SHIFT戦略」として、高収益体質化を目指します。

ポートフォリオシフトでは、Perm（人材紹介、専門性の高い領域への人材派遣）SHIFTによる成長機会の最大化・最適化に取り組みます。

デジタルシフトでは、Temp（人材派遣、業務請負）領域のデジタル化推進による生産性向上、事業安定性を軸とした雇用機会の最大化・最適化に取り組みます。

また、事業ポートフォリオマネジメントについても、グループの事業を5つの領域に分類し、事業群の構成を最適化することによって、全体としての収益性を改善し、経営資源の最適配分及び投資効率の向上を図ります。

##### WILL-being 2023での経営数値目標

本中計最終年度の2023年3月期の売上収益1,335億円、営業利益53.5億円、営業利益率4.0%を経営数値目標とします。

##### 重点戦略

本中計の経営目標達成に向けて以下の4つを重点戦略とします。

**戦略** ポートフォリオシフトによる収益性の改善

国内、海外とも、Temp領域より粗利率の高い、Perm領域を拡大します。その中でも、特に人手不足が常態化している介護、建設技術者の分野を拡大します。

**戦略** デジタルシフトによる生産性向上

Temp領域の生産性向上に向けて、デジタル化推進によって業務のオンライン化・自動化等による効率化に取り組みます。また、連結子会社間の統合、システムの統合、業務の集約等による効率化を図ります。

**戦略** 次なる戦略投資領域の探索

次なる戦略投資として、既存事業の周辺領域で、営業利益率の高いビジネスを探索し、将来的な連結営業利益率向上を図ります。

#### 戦略 財務戦略

将来への成長投資、財務レバレッジの適正化に向けて親会社所有者帰属持分比率：20%以上を目標とします。また、収益性の改善に加えて、資本効率の向上を目指すためにROIC：20%以上を目標とします。なお、将来の成長投資を確保しながらも、利益還元の充実を図るため、配当目標は期首業績予想に対する総還元性向：30%を目安とする方針です。

#### (4) 会社の対処すべき課題

今後の見通しについては、国内では構造的な人手不足による人材需要の高まりに変化はないものの、新型コロナウイルス感染症拡大は収束しておらず、国内経済、世界経済の停滞等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。このような経営環境の下、当社グループの持続的な成長の実現に向けて、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画「WILL-being 2023」を策定しています。現状・今後の経営環境を踏まえ、以下、当社グループが中長期観点から対処すべき課題を記載します。

##### 利益体質の改善

グループの持続的成長に向けては、グループの利益体質を変えていくことが必要であり、ポートフォリオシフト、デジタルシフトにより営業利益率を高める「WORK SHIFT戦略」により、高収益体質化を目指します。

ポートフォリオシフトでは、Perm（人材紹介、専門性の高い領域への人材派遣）SHIFTによる成長機会の最大化・最適化に取り組みます。具体的には、国内、海外とも、Temp領域より粗利率の高い、Perm領域を拡大します。その中でも、特に人手不足が常態化している介護、建設技術者の分野を拡大します。

デジタルシフトでは、Temp（人材派遣、業務請負）領域のデジタル化推進による生産性向上、事業安定性を軸とした雇用機会の最大化・最適化に取り組みます。Temp領域の生産性向上に向けて、デジタル化推進によって業務のオンライン化・自動化等による効率化に取り組みます。また、連結子会社間の統合、システムの統合、業務の集約等による効率化を図ります。

##### 人材の確保と育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、競争上の優位性、持続的な成長を実現するためには、スタッフの採用と育成と定着が重要な課題です。

採用活動においては、2019年10月に主要子会社のサービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一し、当社グループ全体の認知度及びサービス向上に取り組むことで、自社ホームページからの採用活動やスタッフからの紹介による採用に重点を置くことで独自採用ルートを強固なものにしていきます。

育成、定着においては、就業先での必要なスキルやマインドを取り込んだ就業前研修を更に充実させ、就業しているスタッフに対する定期的なフォローアップを行っていくことで定着率を高めていきます。

##### 財務体質の強化

将来への成長投資、財務レバレッジの適正化に向けて自己資本の安定化を図るため、2023年3月期の親会社帰属持分比率：20%以上を目標としています。また、収益性の改善に加えて、資本効率の向上を目指すために、ROIC（投下資本収益率）：20%以上を目標としています。

##### 新型コロナウイルス感染症拡大に対する取り組みについて

新型コロナウイルス感染症が2019年末に初めて確認されて以来、世界的に感染が拡大しており、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたガイドラインを策定し、在宅勤務の推奨、社外訪問、来客対応及び海外渡航の制限、従業員の検温等、各種安全配慮を行う他、新型コロナウイルス感染症による影響の少ない事業への人員シフトや、在宅勤務可能な就業先の開拓を行っています。また、新規投資計画の一部見直しによる利益確保と資金繰りの安定化等、状況を慎重に見極めつつ機動的な対応を行っています。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

### (1) 特定事業への依存について

当社グループは、業種別に特化型での人材サービス（人材派遣、業務請負及び人材紹介）を展開しており、連結売上高における構成比は、国内WORK事業における主要な3領域の人材サービス（セールスアウトソーシング領域、コールセンターアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域）が44.3%を占めています。今後の事業を取り巻く環境の変化等により、売上が急激に減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、国内WORK事業における介護領域、建設領域や海外WORK事業等、次の柱になり得る事業の成長を推進しており、主要な3領域に係る売上高の構成比は低下していくことを想定していますが、計画通りに進まず、主要な3領域への売上高の依存が低下しなかった場合は、当事業の売上高の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 事業の許認可について

#### 労働者派遣事業

国内における人材派遣事業は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて行っています。派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣元事業主として欠格事由に該当した場合や、当該許可の取消事由に該当した場合には、許可の取り消しや事業の全部又は一部を停止できる旨を定めています。また、海外における人材派遣事業は、事業展開する各国・地域それぞれの法律、規制等に従い業務を遂行しています。

万一、当社グループ各社において、重大な法令違反が発生し、許可の取り消し、又は事業の停止を命じられた場合には、当社グループの主要な事業活動全体に支障をきたすことが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、国内における派遣法及び関係諸法令、各国・地域における法律、規制等については、労働市場を取り巻く環境の変化等に応じて改正される可能性があります。とりわけ、国内における派遣対象業務や派遣期間制限については、適宜改正が実施されており、その改正内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### 職業紹介事業

国内における人材紹介事業は、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて行っています。職業安定法においても、派遣法と同様に、有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当した場合や、当該許可の取消事由に該当した場合には、許可の取り消しや業務の全部又は一部の停止を命じることができる旨を定めています。また、海外における人材紹介事業は、事業展開する各国・地域の法律、規制等に従い業務を遂行しています。

万一、当社グループ各社において、重大な法令違反が発生し、許可の取り消し、又は業務の停止を命じられた場合には、当社グループの主要な事業活動全体に支障をきたすことが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、国内における職業安定法や各国・地域における法律、規制等については、当領域を取り巻く環境の変化等に応じて改正される可能性があります。当該法規制等の改正がされた場合、その改正内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 人材の確保について

#### 社員

当社グループが競争上の優位性の確保、事業環境の変化への対応、及び持続的な成長を可能とするためには、優秀な人材の確保と育成が重要な経営課題です。

専門部署を設置し、様々な人事戦略の立案と実行を行っていますが、係る人材の確保又は育成が計画通りにできない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、競合他社に重要な人材が流出した場合や、想定以上に多くの離職が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### スタッフ

当社グループの事業活動の重要な要素のひとつにスタッフの確保があります。当社グループの継続的な成長のためには、スタッフの採用と育成が重要な課題です。そのため、当社グループでは、募集方法を多様化させるため、独自のWeb募集媒体に重点をおくことや、オンラインでの登録やカウンセリング、友人紹介キャンペーン、

採用拠点の設置などの施策を実施しています。また、週5日未満や短時間勤務など主婦、シニア、留学生向けのフルタイム以外の案件獲得にも取り組んでいます。

今後の就業意識の変化や雇用情勢の変化等により、顧客のニーズに適合したスタッフや顧客の需要量に応じたスタッフ数が確保できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。今期からスタートする紹介予定派遣を希望する求職者の確保ができない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、人材の流動性が長期的に停滞する可能性があります。国内事業は海外から留学生や実習生が長期的に入国できない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) コスト圧迫リスクについて

##### 社会保険料

当社グループでは、従業員に加え、社会保険加入要件を満たすスタッフの社会保険への加入を徹底しています。社会保険料の保険料率や対象範囲は、社会的情勢によって適宜改定されていることから、社会保険制度の改正に伴い、会社負担金額が大幅に上昇した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### 労働契約法改正

2013年4月に改正労働契約法が施行され、施行日以降に開始した有期雇用契約が通算5年を超えて更新された場合は、労働者の申込みにより、無期雇用契約（期間の定めのない雇用契約）に転換する仕組みが導入されました。これにより、当社グループで派遣スタッフ等を無期雇用する場合、就業先が決まるまでの待機期間中の労務費等の負担が発生することが考えられます。

また、2020年4月1日より施行された同一労働同一賃金に関する法律では雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、不合理な待遇差がある場合、その格差是正が求められています。当社グループでは、適正水準での給与支払いに努め、派遣給与の引き上げや社会保険負担増が必要な場合には、派遣先企業への請求金額も値上げするべく交渉を行っていますが、派遣給与と派遣先企業への請求金額の上昇が必ずしも同期が取れない場合があります。このような場合、原価率が上昇するなど、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 競争の激化について

当社グループが属する人材サービス業界は、多数の競合会社が存在します。当社グループでは、顧客からニーズを把握した後、それに対して対応可能なスタッフを募集し、顧客に対して的確かつ迅速な対応を行うことで、高い顧客満足度を得て競合会社との差別化を図っていますが、競争がさらに激化した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (6) 将来の企業又は事業の買収について

企業又は事業の買収（M&A）は、当社グループの主要な経営戦略の一つと考えています。M&Aにおいては、成立後、統合上の業務プロセスの不具合の発生、異なる企業文化の統合による摩擦の発生に伴う業務の停滞や業績の低下、従業員の離職や内部対立の顕在化等、様々なリスクが内在しています。当社グループでは、このリスクを最小化し、M&A成立時に想定した効果を最大限に発揮させるため、詳細なデューデリジェンスに加え、M&Aを行った後の経営の統合を実行するプロセス（PMI）を適切に進めることが非常に重要であると考え、当該PMIプランを迅速かつ長期的な視点で策定しています。

しかしながら、想定通りにPMIプランが遂行できなかった場合には、買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性があり、このような事象が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) M&Aに伴うのれんについて

M&Aに伴い発生するのれんは、帳簿価額を回収できない可能性がある場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を損失として計上する可能性があります。したがって、のれんの対象事業の将来キャッシュ・フローの見込みによっては減損損失を計上することになり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 海外における事業展開について

当社グループは、事業のグローバル展開を標榜しており、現時点において、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、アメリカ、中国、ベトナム、イギリス及びドイツに営業拠点を有しています。これら海外展開においては、各国における景気変動リスク、為替変動リスク、政府による規制、政治的な不安定さ及び資金移動の制約等に起因するカントリーリスク等が存在しています。

当社グループでは、シンガポールに統括拠点として中間持株会社をおき、当社と連携しながら、各国のカントリーリスクに留意した事業推進を行っていますが、当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の取扱い及び個人情報保護法に関するリスクについて

当社グループは、事業の特性上、派遣登録者や転職希望者等、多くの個人情報や機密情報を保有しています。不測の事態が原因で、個人情報や機密情報が外部に漏洩し、情報主体者に被害が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜、EU一般データ保護規制（GDPR）による制裁金により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 法令遵守に関するリスクについて

全般的なリスク

当社グループの事業活動における関連法令は、国内における各種法規制（労働者派遣法、職業安定法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法等）、海外における各国の各種法規制等、多岐にわたります。当社グループでは、法令遵守を重要な企業の責任と認識しており、コンプライアンス体制を強化し、法令遵守の徹底を図っています。

しかしながら、これらの対策を行っていたとしても、グループ各社の役員やスタッフによる不正行為等を含めたコンプライアンスに関するリスク、又は社会的に信用が失墜するリスクを完全に排除できない場合があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

重大な訴訟等によるリスク

当社グループは、主として人材派遣事業及び人材紹介事業等を営んでいます。その事業活動の遂行過程において、顧客、求職者、競合他社、その他の関係者等から、当社グループが提供するサービスの不備、個人情報や機密情報の漏洩又は知的財産の侵害等に関する訴訟その他の法的手続きを提起される場合や、当局等による捜査や処分等の対象となる場合があり、これらの法的手続に関連して多額の費用の支出や、事業活動に支障をきたす可能性があります。

また、係る法的手続は長期かつ多額となることがあり、結果の予測が困難となる場合があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 自然災害及び有事に関する影響について

当社グループは、日本全国、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、アメリカ、中国、ベトナム、イギリス及びドイツに営業拠点を有しており、地震、台風及び津波等の自然災害、大規模の火災や停電、新型感染症、テロ攻撃及び国際紛争等が発生した場合、当社グループの事業活動に支障が生じる可能性があり、これらを完全に回避することができず、被害が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 情報システムに関するリスクについて

当社グループの事業活動は、IT（コンピュータシステムやネットワーク等）に依存しており、これらITの開発、維持・管理を一部第三者に委託しています。また、格付け基準の高いデータセンターの利用や、クラウドサービスの利用等により、大規模地震等の自然災害発生時におけるシステムの可用性の確保やリモートワーク環境の構築を実現している他、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス対策を実装し、事業継続性を確保しています。

しかしながら、万一、何らかの原因によって大規模なシステム障害が発生した場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 業界を取り巻く環境の変化について

近年のテクノロジーの進化等によって、当社グループが属する人材サービス業界を取り巻く環境は、変化のスピードが早まっています。このような事業環境に適応するため、既存事業領域のサービス力・ブランド力の向上施策、コーポレートベンチャーキャピタルを活用した新たに創出されるビジネス機会を捉えるための施策等、様々な収益基盤の拡大施策を実施しています。2019年10月には、当社グループ全体の認知度及びサービス向上を目指すために、国内主要子会社のサービスブランドを「WILLOF（ウィルオブ）」に統一しました。「Chance-Making-Company」のブランディングを実施することにより、求職者への認知を図っていきます。

しかしながら、当社グループが事業環境の変化に適応できない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(14) 新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、新株予約権を付与しています。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。新株予約権の株式数については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記 17. 株式報酬」に記載の通りです。

(15) 資金調達について

当社グループの事業資金は、その一部を金融機関からの借入等により調達しています。これにより、景気の後退、金融市場の悪化、金利の上昇、当社グループの信用力の低下、業績の見通しの悪化等の要因により、当社グループが望む条件で適時に資金調達を行えない場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(16) 景気変動に関するリスクについて

当社グループの業績は、一般的に国内、アジア及びオセアニアを中心とする海外の経済情勢に影響されるため、当社グループは、景気に大きく影響されにくい業界（食品、介護、建設等）への営業を強化し、景気変動が業績に与える影響の緩和を図っています。

必要に応じて、固定費の圧縮や、IT投資、新規事業投資の抑制、現預金の確保等必要な措置を講じ、機動的に経営の安定化を図ります。

しかしながら、求人需要や消費の減少など、景気停滞が長期化する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、景気停滞が長期化する可能性が考えられます。

(17) 新型コロナウイルス感染症に関するリスクについて

新型コロナウイルス感染症が2019年末に初めて確認されて以来、世界的に感染が拡大しており、外出自粛による店舗営業の制限、減産による顧客企業の需要縮小、求人数の減少、休業手当の支払いが、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループの従業員に感染が拡大した場合、事業活動が様々な制限を受ける可能性があります。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたガイドラインを策定し、在宅勤務の推奨、社外訪問、来客対応及び海外渡航の制限、従業員の検温等、各種安全配慮を行う他、新型コロナウイルス感染症による影響の少ない事業への人員シフトや、在宅勤務可能な就業先の開拓、新規投資計画の一部見直しによる利益確保と資金繰りの安定化等、状況を慎重に見極めつつ機動的な対応を行っていきます。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から持ち直しの動きがあるものの、景気は依然として厳しい状況で、雇用情勢も弱い動きとなっています。先行きについても、ワクチンの普及、感染拡大の防止策を講じる中での各種政策の効果や海外経済の改善によって、持ち直しの動きが期待されますが、大都市部を中心に再度緊急事態宣言が発令される等、さらなる感染拡大が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような状況の下、当社グループは、比較の変動の少ない事業領域において、カテゴリーに特化した複数の事業ポートフォリオを持っており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を限定的にとどめることができました。

国内においては、2020年5月下旬に緊急事態宣言が解除されて以降、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、経済活動が緩やかに再開されたことで、セールスアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域では感染拡大による影響が一部あるものの、それ以外の領域は堅調に推移しました。

海外においては、当社が主に事業を展開しているシンガポール、オーストラリアは日本国内と比較し経済活動の再開は遅れたものの、足元では新型コロナウイルス感染症拡大の抑え込みができており、徐々に収束に向かっていきます。その中で、安定した需要のある人材派遣は堅調に推移しました。

利益面においては、シンガポールにおける新型コロナウイルス感染症対策としての雇用支援政府補助金等の助成金収入に加えて、新規投資計画の見直し、本社コストの見直しを進める等、利益確保に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益118,249百万円(前連結会計年度比3.0%減)、営業利益4,030百万円(同2.8%減)、税引前利益3,788百万円(同6.6%減)、当期利益2,678百万円(同1.3%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益2,363百万円(同0.7%減)、及びEBITDA(営業利益+減価償却費及び償却費+減損損失)は6,259百万円(同2.0%増)となりました。

セグメント別の業績は、次の通りです。

当連結会計年度より、事業ポートフォリオマネジメントの見直し、全社戦略の強化を図るために、事業セグメントを、従来の「セールスアウトソーシング事業」、「コールセンターアウトソーシング事業」、「ファクトリーアウトソーシング事業」、「介護ビジネス支援事業」、「海外HR事業」、フォースタートアップス(株)が展開する「スタートアップ人材支援事業」の6区分から、「国内WORK事業」、「海外WORK事業」の2区分へ変更しています。以下の前連結会計年度比較につきましては、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

#### 国内WORK事業

国内におけるセールスアウトソーシング領域、コールセンターアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域及び介護・保育領域等カテゴリーに特化した派遣・紹介、業務請負を行う国内WORK事業については、セールスアウトソーシング領域のアパレル分野、セールスプロモーション分野及びファクトリーアウトソーシング領域において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、需要が低下しました。一方で、コールセンターアウトソーシング領域及び介護・保育領域においては、新規求人数の回復は遅れているものの、需要は底堅く堅調に推移しました。また、各領域ともウィズコロナ、アフターコロナを見据え、営業代行サービス、在宅型のコンタクトセンターサービスなど新たなサービスの顧客開拓にも注力しました。

利益面においては、セールスアウトソーシング領域、ファクトリーアウトソーシング領域において減収となったことにより減益となりました。

以上の結果、国内WORK事業は、外部収益80,050百万円(前年同期比5.2%減)、セグメント利益4,253百万円(同16.0%減)となりました。

#### 海外WORK事業

ASEAN及びオセアニア地域で展開している人材サービスについては、新型コロナウイルス感染症拡大の渦中でも、政府系、エンジニア、ファイナンス、リーガル等の人材派遣は安定して推移しました。また、オーストラリア、シンガポールの景気減速、企業活動の停滞により、人材紹介の需要は低下していたものの、足元では感染拡大の抑え込みができていることから、需要は回復に向かっていきます。

利益面においては、人材紹介売上が減少したものの、人材派遣売上の増加、固定費の見直し、シンガポールにおける新型コロナウイルス感染症対策としての雇用支援政府補助金収入を計上したことにより増益となりました。

以上の結果、海外WORK事業は、外部収益36,920百万円(前年同期比2.3%増)、セグメント利益1,106百万円(同13.8%増)となりました。

## その他

その他については、労働集約型ビジネス以外の拡大に向け、外国人労働者の就労時間管理システムである「アワマネ」、外国人サポートサービス「エンポート」等、新たなプラットフォームの開発強化に取り組みました。また、第1四半期連結会計期間において、ITエンジニア/クリエイター向け賃貸住宅（TECH RESIDENCE）1物件の販売を行いました。なお、新たにサービスを開始したスキマ時間バイトアプリの「デイワク」に関しては、当初活用を見込んでいた既存の顧客基盤、スタッフ基盤が活用できなかったことから、2021年4月にサービスを終了しました。

利益面においては、新分野への先行投資を引き続き実施しつつも、既存事業の業容拡大、ファンドが保有する株式を一部売却したことから増益となりました。

以上の結果、その他は、外部収益2,121百万円（前連結会計年度比36.9%増）、セグメント損失166百万円（前連結会計年度は352百万円の損失）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの分析

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、4,316百万円の収入（前連結会計年度は4,908百万円の収入）となりました。これは主に、法人所得税の支払額1,956百万円、営業活動その他による支出1,312百万円等があった一方、税引前利益の計上3,788百万円、減価償却費及び償却費2,229百万円、営業債権の減少額1,488百万円等があったことによるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、433百万円の支出（前連結会計年度は3,035百万円の支出）となりました。これは主に、有価証券の売却による収入374百万円等があった一方、有形固定資産及び無形資産の取得による支出589百万円、持分法で会計処理されている投資の取得による支出350百万円等があったことによるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,646百万円の支出（前連結会計年度は2,631百万円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の純増額1,890百万円、政府補助金による収入1,273百万円等があった一方、長期借入金の返済による支出3,080百万円、リース負債の返済による支出1,302百万円等があったことによるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループの主たる事業は人材サービスの提供であり、その性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しています。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載していません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
国内WORK事業	80,050	94.8
海外WORK事業	36,920	102.3
報告セグメント計	116,970	97.1
その他	2,121	136.9
IFRS調整	843	-
合計	118,249	97.0

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しています。なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 2. 作成の基礎」に記載の通りです。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は23,570百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,528百万円増加しました。これは主に、営業債権及びその他の債権が373百万円減少した一方、現金及び現金同等物が1,511百万円、その他の金融資産が438百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

非流動資産は23,190百万円となり、前連結会計年度末に比べ631百万円増加しました。これは主に、使用権資産が485百万円、有形固定資産が232百万円それぞれ減少した一方、その他の無形資産が593百万円、のれんが500百万円、持分法で会計処理されている投資が495百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

以上の結果、総資産は46,760百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,160百万円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は24,790百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,223百万円増加しました。これは主に、未払法人所得税が601百万円減少した一方、借入金が1,687百万円、その他の金融負債が1,240百万円、営業債務及びその他の債務が1,239百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

非流動負債は11,943百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,966百万円減少しました。これは主に、借入金が2,609百万円、その他の金融負債が1,449百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

以上の結果、負債合計は36,733百万円となり、前連結会計年度末に比べ742百万円減少しました。

(資本)

当連結会計年度末における資本合計は10,027百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,903百万円増加しました。これは主に、資本剰余金が386百万円減少した一方、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上等により利益剰余金が2,081百万円、その他の資本の構成要素のうち、在外営業活動体の換算差額が1,460百万円、それぞれ増加したこと等によるものです。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は17.6%(前連結会計年度末11.7%)となりました。また、一時的な要因となる売建プットオプション3,300百万円(前連結会計年度末3,377百万円)の影響を除いた調整後親会社所有者帰属持分比率は24.7%(前連結会計年度末19.3%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (業績等の概要) (2) キャッシュ・フローの分析」をご参照ください。

(4) 重要な経営指標の分析

当社グループは、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画「WILL-being 2023」を策定し、2023年3月期の経営目標として売上高1,355億円、営業利益53.5億円、売上高営業利益率4.0%の経営数値目標を掲げています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、当社グループは、比較的変動の少ない事業領域において、カテゴリーに特化した複数の事業ポートフォリオを持っており、感染症拡大の影響を限定的にとどめることができました。当連結会計年度における実績及び主な要因は以下の通りです。

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は118,249百万円となり、前連結会計年度に比べ3.0%減少しました。

売上収益減少の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛、イベント開催自粛、顧客の生産計画見直しにより、セールスアウトソーシング領域のアパレル分野、セールスプロモーション分野、ファクトリーアウトソーシング領域において、需要が低下したことにより、減少しました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は24,056百万円となり、前連結会計年度に比べ5.3%減少しました。

売上総利益率は20.3%となり、前連結会計年度より0.5ポイント低下しました。

売上総利益は、シンガポールにおける新型コロナウイルス感染症対策としての雇用支援政府補助金収入の計上、稼働人員数の減少による有給休暇引当金の減少による当年度一過性の増加要因があった一方で、感染症拡大により収益性の高い人材紹介が減少しました。加えて、国内で緊急事態宣言発令によって、休業補償、有給休暇の取得増加によって、売上総利益が減少しました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、20,463百万円となり、前連結会計年度に比べ4.5%減少しました。

販管費比率は17.3%となり、前連結会計年度より0.3ポイント低下しました。

販売費及び一般管理費が減少した主な要因は、新規投資計画の見直し、拠点統廃合等の固定費の見直し、本社コストの見直し等による共通費の減少によるものです。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は4,030百万円となり、前連結会計年度に比べ2.8%減少しました。

営業利益が減少した主な要因は、売上収益の減少によるものです。

営業利益率は3.4%となり、前連結会計年度より0.0ポイント上昇しました。

(親会社の所有者に帰属する当期利益)

以上の結果、当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ16百万円減少の2,363百万円となりました。

(EBITDA)

当連結会計年度のEBITDAは6,259百万円となり、前連結会計年度に比べ2.0%増加しました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の事業には、景気の変動等による人材ビジネス市場規模への影響や競合他社の状況、法的規制等、経営成績に重要な影響を与えうる様々なリスク要因があります。詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営戦略と今後の見通し

2022年3月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の見通しは立っていませんが、当期における感染拡大の事業への影響は徐々に収束に向かっていきます。そのため、次期の見通しにつきましては、感染拡大の影響は一部の領域においてあるものの、連結業績には大きく影響しないと予想しています。

次期につきましては、各事業において、新型コロナウイルス感染症拡大前の2020年3月期を上回る業績が見込まれるものの、中長期シナリオ実現のために、注力する介護領域の人材紹介、建設技術者人材サービス領域、スタートアップ人材支援領域において、営業人員、コンサルタント人員の増員等の先行投資を行っていきます。

これらの取り組みにより、2022年3月期の通期連結業績につきましては、売上収益121,000百万円、営業利益3,400百万円、税引前利益3,270百万円、当期利益2,050百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,840百万円、EBITDAは5,200百万円を見込んでいます。なお、業績予想で前提としている為替レートは、1シンガポールドル72円、1オーストラリアドル68円としています。

\*上記業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。引き続き当社グループの事業への影響を慎重に見極め、今後修正の必要が生じた場合には速やかに開示します。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末と比較して1,511百万円増加し、7,455百万円（前連結会計年度末比25.4%増加）となりました。

当社グループは、財務の健全性を図りながら戦略投資をおこなっていきませんが、資金需要につきましては主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金のほか、金融機関からの借入等にて対応していくこととしています。

当社グループの資金の流動性は、連結子会社では、支払サイトが締め後20日となっており、入金が30日サイトとなっています。一方、当社では、支払が締め後45日、入金が30日サイトとなっています。連結子会社で資金需要が発生した場合には、当社の資金及び取引銀行と契約している当座貸越を使用し、連結子会社に貸し付けています。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 . 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（業績等の概要）(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は1,393百万円です。  
その主なものは、新規拠点開設費用及び基幹システム構築費用等です。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りです。

##### (1) 提出会社

純粋持株会社であり、主要な設備はありません。

##### (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	使用権 資産	その他	合計	
株式会社 ウィルオブ・ワーク	本社他 (東京都 新宿区)	国内WORK事業 その他	事務所 設備等	290	1,459	77	1,827	2,973 (108)

(注1) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等の合計です。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

##### (3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	使用権 資産	その他	合計	
WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.	本社他 (シンガ ポール)	海外WORK事業	事務所 設備等	39	558	71	669	455 (59)

(注1) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等の合計です。

(注2) WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. 他16社を含めた合計額を記載しています。

(注3) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については、従業員数及び臨時雇用者数には含まれていません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、改修計画は次の通りです。

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,360,000
計	63,360,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,554,500	22,562,100	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株で す。
計	22,554,500	22,562,100	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含めていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りです。

決議年月日	2015年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 17 当社子会社取締役 5 当社子会社従業員 58
新株予約権の数(個)	1,316 [ 1,297 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 526,400 [ 518,800 ] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	390 (注2)
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2025年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 390 資本組入額 195
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注1) 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。



(注3) 新株予約権者は、下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を、当該各条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2017年3月期のEBITDAが13億円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b) 2018年3月期のEBITDAが15億円を超過した場合

行使可能割合：50%

上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注5)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、（注3）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社子会社取締役 5
新株予約権の数（個）	237 [ 237 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 47,400 [ 47,400 ]（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	487（注2）
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2021年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 527 資本組入額 264
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	（注4）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注1）当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注3) 新株予約権者は、2017年3月期のEBITDAが20億円を超過した場合、新株予約権を2017年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注5)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2017年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社子会社取締役 5
新株予約権の数(個)	494 [ 494 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,400 [ 49,400 ] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	973 (注2)
新株予約権の行使期間	2018年7月1日～2022年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,065 資本組入額 533
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注1)当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注3) 新株予約権者は、2018年3月期のEBITDAが2,790百万円を超過した場合、新株予約権を2018年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注5)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2018年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 13 当社子会社取締役 5 当社子会社従業員 42
新株予約権の数(個)	4,930 [ 4,930 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 493,000 [ 493,000 ] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,656 (注2)
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2028年3月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,663 資本組入額 832
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注1)当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注3) 新株予約権者は、2020年3月期、2021年3月期又は2022年3月期のいずれかの事業年度において、営業利益が4,000百万円を超過した場合、本新株予約権を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益(ただし、IFRSによる財務数値を日本基準による数値に引き直して適用)を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注5) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注5)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ．記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

(注3)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年12月1日 (注2)	9,532,800	19,065,600	-	609	-	782
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注1)	3,058,400	22,124,000	1,384	1,993	1,384	2,166
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注1)	118,400	22,242,400	23	2,017	23	2,190
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注1)	79,000	22,321,400	16	2,033	16	2,206
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注1)	233,100	22,554,500	56	2,089	56	2,263

(注1) 新株予約権の行使による増加です。

(注2) 株式分割(1株:2株)によるものです。

(注3) 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,600株、資本金が1百万円及び資本準備金が1百万円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	20	91	79	11	11,861	12,081	-
所有株式数 (単元)	-	27,946	8,689	18,173	32,600	46	138,032	225,486	5,900
所有株式数の 割合(%)	-	12.39	3.85	8.06	14.46	0.02	61.22	100.00	-

(注1) 自己株式5,379株は、「個人その他」に53単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれています。

(注2) 「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式285,000株は、「金融機関」に2,850単元含まれています。

## (6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
池田 良介	東京都港区	4,204,100	18.64
株式会社池田企画事務所	東京都港区	1,707,500	7.57
大原 茂	東京都渋谷区	1,680,000	7.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	925,800	4.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	850,500	3.77
ウィルグループ従業員持株会	東京都中野区本町一丁目32番2号	570,200	2.53
RE FUND 107-CLIENT AC	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001	447,500	1.98
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	428,200	1.90
渡部 信吾	東京都杉並区	400,000	1.77
平 良一	福島県郡山市	367,000	1.63
計	-	11,580,800	51.36

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,543,300	225,433	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 5,900	-	-
発行済株式総数	22,554,500	-	-
総株主の議決権	-	225,433	-

(注1)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式79株が含まれています。

(注2)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式285,000株(議決権の数2,850個)が含まれています。なお、当該議決権2,850個は、議決権不行使となっています。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウィルグループ	東京都中野区本町一丁目 32番2号	5,300	-	5,300	0.02
計	-	5,300	-	5,300	0.02

(注)「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式285,000株は、上記の自己株式等に含まれていません。

( 8 ) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。）への中長期インセンティブとして業績連動型株式報酬制度等（以下、「本制度」という。）を導入することを2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において決議しました。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、役員報酬の中長期インセンティブとして、信託を活用した株式報酬制度です。

また、当社執行役員及び一部の当社子会社の取締役に対しても、当社の取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度等を導入しています。

本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度です。

取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を受ける「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間(当初は3事業年度)の終了時）、役位に応じて当社株式の交付を受ける「役位連動型株式報酬」については取締役の退任時です。なお、本制度により各取締役が在任中に交付を受けた当社株式については、当社と各取締役との間で、在任中は売却を行わない旨の合意書を締結します。

本制度の内容

・本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。）

・対象期間

2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで

・対象期間において対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限  
合計金210百万円

・当社株式の取得方法

自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

・対象者に付与されるポイント総数の上限

1事業年度あたり80,000ポイント

・ポイント付与基準

役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与

・対象者に対する当社株式の交付時期

原則として、「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間(当初は3事業年度)の終了時）、「役位連動型株式報酬」については退任時

本制度に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。）
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使しません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2020年11月25日
信託の期間	2020年11月25日～2023年8月末日
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	76	69,376
当期間における取得自己株式	-	-

(注1) 当事業年度及び当期間(2021年4月1日から2021年5月31日)における取得自己株式には、「役員向け株式交付信託」に係る信託口が保有する当社株式は含めていません。

(注2) 当期間(2021年4月1日から2021年5月31日)における取得自己株式には、2021年6月1日以降の単元未満株式の買取による株式は含めていません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(役員向け株式交付信託へ処分した取得自己株式)	90,000	76	-	-
保有自己株式数	5,379	-	5,379	-

(注1) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれていません。

(注2) 保有自己株式数には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式285,000株は含まれていません。

### 3【配当政策】

当社は、株主への利益還元と将来に向けての安定的な事業展開に必要な内部留保の拡充を配当の基本方針としています。具体的には、各期の経営成績の状況等を勘案した上で、成長投資を確保しつつ、利益還元の充実を図るため、期首業績予想に対し総還元性向（ ）30%を目標としています。

また、当社は、年1回の剰余金の配当を行う方針としていますが、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めています。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

当期の配当につきましては、2020年11月9日公表の配当予想の通り、期末配当を1株につき24円（普通配当24円）、総還元性向は22.9%となりました。

2022年3月期の配当（予想）につきましては、基本方針の通り1株につき25円（普通配当25円）としています。

（ ）総還元性向：親会社の所有者に帰属する当期利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たりの配当金（円）
2021年6月22日 定時株主総会決議	541	24

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、当社グループ全体の経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、その企業倫理を当社グループ全体に浸透させるために様々な施策を通じて、全社的な活動を展開しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．会社の機関の基本説明

##### (取締役会)

当社の取締役会は、代表取締役会長池田良介、代表取締役社長大原茂、告野崇、伊藤修平及び池側千絵の取締役5名(うち伊藤修平及び池側千絵は社外取締役)で構成されており、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しています。

取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しています。

取締役会には監査役3名(うち社外監査役3名)が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えています。

##### (監査役会)

当社は監査役会設置会社です。当社の監査役会は澤田静華、大向健治及び中村克己の社外監査役3名で構成されています。

各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会等の重要会議への出席等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。毎月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催される監査役会において監査の方針や計画等を定めるほか、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行っています。また、四半期ごとに会計監査人から決算に関する説明・報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人と情報・意見交換を行っています。

なお、監査役澤田静華及び大向健治は、公認会計士・税理士の資格を、監査役中村克己は、弁護士の資格を有しています。

##### (指名・報酬に係る諮問委員会)

任意の機関である指名・報酬に係る諮問委員会は、透明性及び客観性を高めるために、指名・報酬に関する事項の決定は、それぞれの委員会等で事前に審議・確認したうえで、取締役会及び監査役会で決定します。

##### ・選考委員会

当社の選考委員会は、代表取締役会長池田良介、代表取締役社長大原茂、告野崇、伊藤修平及び池側千絵の取締役5名(うち伊藤修平及び池側千絵は社外取締役)で構成されています。

最高経営責任者の後継者プランニングにおける後継者の教育、育成に係る事項、取締役の選任、解任に係る事項等を審議しています。

##### ・報酬委員会

当社の報酬委員会は、代表取締役会長池田良介、代表取締役社長大原茂、告野崇の常勤取締役の3名で構成されています。報酬委員会で評価したものは、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであるか事前に審議・確認しています。

##### (コンプライアンス委員会)

代表取締役を委員長とし、当社グループの取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っています。

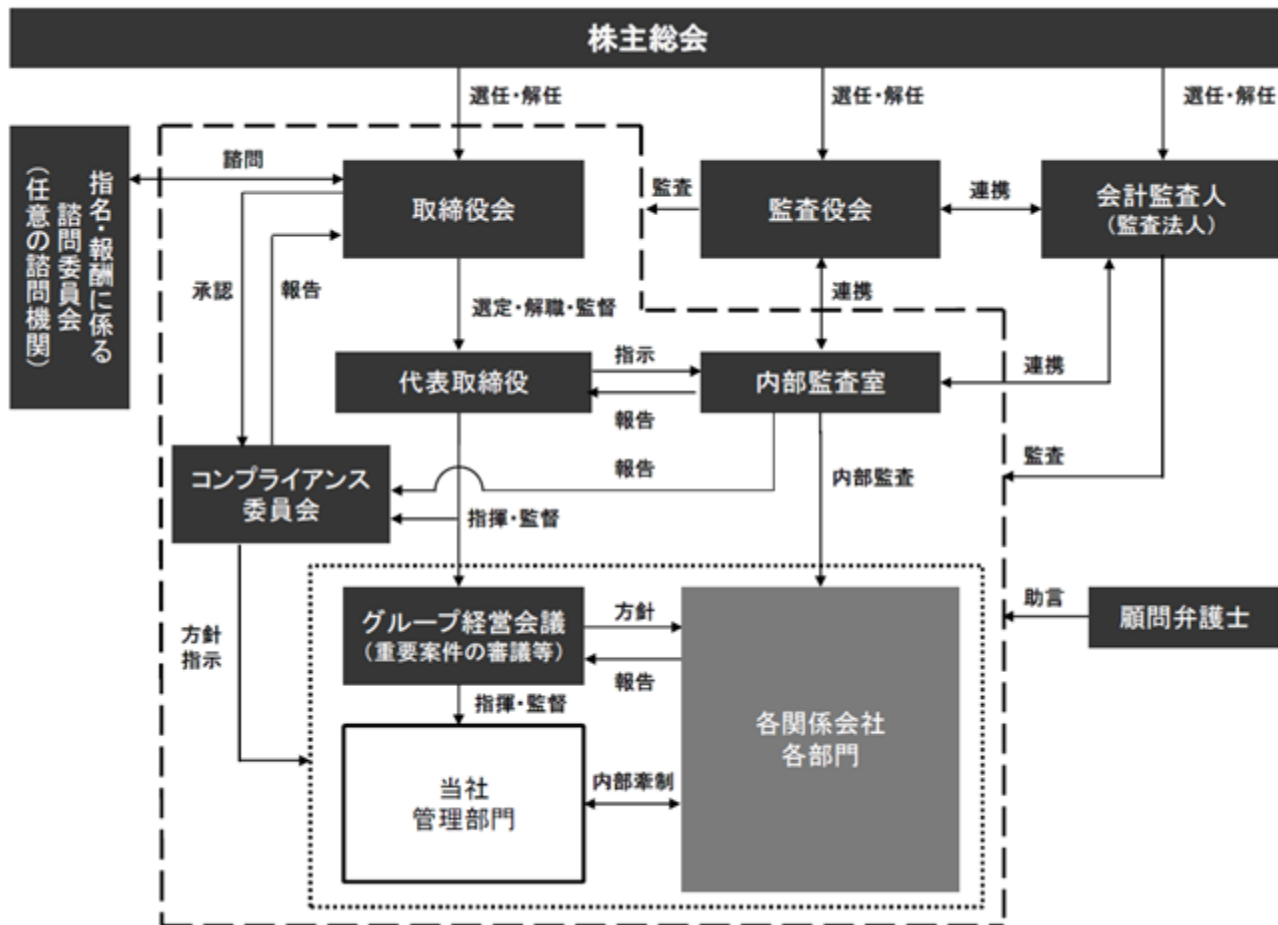
##### (内部監査室)

当社の内部監査室は4名で構成されています。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたりるとともに、当社グループ全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしています。

(グループ経営会議)

グループ経営会議では、当社グループの取締役を中心とし、直近の事業環境や業績動向の分析並びに中長期の事業戦略等の重要事項を協議しています。

ロ．当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下の通りです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2012年3月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しました。以後適宜必要な改訂を経て、現在の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は以下の通りとしています。

- ( ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社は、グループ会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施します。
  - 2) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止します。
  - 3) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とするコンプライアンスホットライン規程を制定し、その規程に基づき運用します。
  - 4) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
  - 5) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。



- ( ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- ( ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、代表取締役が全社のリスクコントロールを統括します。代表取締役は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。  
なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- ( ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
  - 2) 当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。
  - 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- ( ) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。
- ( ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- ( ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- ( ) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人、内部監査室と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- ( ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
  - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
当社グループは、不当要求等への対応を所管する部署を総務部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応します。
- ( ) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制  
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

#### ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、代表取締役を委員長とし、当社グループの取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会にて法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部責任者が所属部員に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っています。重要かつ重大な法的判断が必要な場合は、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しています。また、内部監査室による定期的な内部監査の実施により、法令の遵守及びリスク管理について問題がないかどうかを検証・改善する仕組みを形成しています。

#### ハ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

#### 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しています。また、2021年12月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

#### 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めています。

#### 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めています。これは、株主へ機動的な利益還元を可能にするためです。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 ( 役員のうち女性の比25.0% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	池田 良介	1968年12月5日生	1992年4月 孝岡会計事務所入所 1995年9月 株式会社エイブル入社 1997年10月 株式会社ビッグエイド入社 2000年2月 株式会社セントメディア(現 株式会社 ウィルオブ・ワーク)代表取締役就任 2006年4月 株式会社ウィルホールディングス(現 当社)代表取締役社長就任 2009年4月 株式会社セントメディアフィールドエー ジェント(現 株式会社ウィルオブ・ ファクトリー)代表取締役就任 2011年6月 同社 取締役就任 2011年9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役就 任(現任) 2014年2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director就任(現任) 2014年8月 Scientec Consulting Pte. Ltd. Director就任 2016年2月 Oriental Aviation International Pte. Ltd. Director就任 2016年6月 当社 代表取締役会長就任(現任) 株式会社セントメディア(現 株式会社 ウィルオブ・ワーク)取締役就任 2017年1月 Ethos Corporation Pty Ltd Director就 任 2018年1月 DFP Recruitment Holdings Pty Ltd Director就任 2019年8月 株式会社識学 社外取締役就任(現任) 2020年1月 株式会社グラフィコ 社外取締役就任 (現任)	(注3)	4,204,100
代表取締役 社長	大原 茂	1968年8月27日生	1991年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社 1996年1月 シーガルコーポレーション創業 1999年1月 有限会社シーガルコーポレーションに 改組 代表取締役就任 2000年2月 株式会社セントメディア(現 株式会 社ウィルオブ・ワーク)取締役就任 2006年3月 同社 代表取締役就任 2014年6月 当社 取締役就任 2015年9月 株式会社クリエイティブバンク 取締 役就任 2016年6月 当社 代表取締役社長就任(現任) 株式会社エフエージェイ(現 株式会 社ウィルオブ・ファクトリー) 取締 役就任(現任) 株式会社ボーダーリンク 取締役就任 (現任) 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 フォースタートアップス株式会社)取 締役就任(現任) 2018年6月 C4株式会社(現 株式会社ウィルオ ブ・コンストラクション)代表取締役 就任 2019年6月 株式会社セントメディア(現 株式会 社ウィルオブ・ワーク)取締役就任 (現任) 2021年4月 株式会社ウィルオブ・コンストラク ション 取締役就任(現任)	(注3)	1,680,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	告野 崇	1970年4月26日生	1995年4月 大和団地株式会社(現 大和ハウス工業株式会社)入社 2000年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)入社 2005年6月 同社 取締役就任 2014年6月 当社 取締役就任(現任) 2015年9月 株式会社クリエイティブバンク 取締役就任 2016年6月 株式会社エフエージェイ(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)取締役就任(現任) 株式会社ボーダーリンク 取締役就任(現任) 2019年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)代表取締役就任(現任) 株式会社クリエイティブバンク 取締役就任(現任) 2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 取締役就任(現任)	(注3)	228,200
取締役	伊藤 修平	1970年6月7日生	1995年10月 センチュリー監査法人(現 有限責任あずさ監査法人国際部)入所 1999年4月 公認会計士登録 2005年10月 伊藤公認会計士事務所設立 代表就任(現任) 2005年12月 税理士登録 2006年6月 みかさ監査法人設立 2007年4月 株式会社I-FAS設立 代表取締役就任(現任) 2009年1月 株式会社SOXアドバイザーズ設立 代表取締役就任(現任) 2009年8月 みかさ監査法人 代表社員就任(現任) 2011年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク 社外監査役就任(現任) 2012年6月 当社 社外監査役就任 2015年6月 当社 社外取締役就任(現任)	(注3)	-
取締役	池側 千絵	1966年2月4日生	1989年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク(現 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(P&Gジャパン株式会社))入社 2006年10月 日本マクドナルド株式会社 入社 2010年2月 レノボ・ジャパン株式会社 取締役 CFO 財務管理本部長就任 2011年10月 NECパーソナルコンピュータ株式会社 社外監査役就任 2014年1月 日本ケロッグ合同会社 執行役員 経営管理・財務本部長就任 2018年12月 合同会社西友(ウォルマートジャパン) 経営管理本部コマースファイナンス・バイスプレジデント就任 2019年5月 ストラットコンサルティング株式会社 代表取締役就任(現任) 2019年11月 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役就任(現任) 2020年6月 当社 社外取締役就任(現任)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	澤田 静華	1971年2月11日生	<p>1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>2004年1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長(現任)</p> <p>2006年7月 株式会社サンブリッジ 監査役就任</p> <p>2011年7月 税理士登録</p> <p>2012年3月 株式会社クロス・マーケティング(現 株式会社クロス・マーケティンググループ) 監査役就任</p> <p>2012年12月 株式会社みんなのウェディング 監査役就任</p> <p>2016年6月 当社 社外監査役就任</p> <p>2017年1月 当社 常勤社外監査役就任(現任)</p> <p>2017年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)監査役就任(現任)</p> <p>株式会社エフエージェイ(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)監査役就任(現任)</p> <p>株式会社ボーダーリンク 監査役就任(現任)</p> <p>株式会社ネットジンザイバンク(現 フォースタートアップス株式会社) 監査役就任(現任)</p> <p>2018年6月 株式会社クリエイティブバンク 監査役就任</p> <p>2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション 監査役就任(現任)</p>	(注4)	-
監査役	大向 健治	1968年10月29日生	<p>1992年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)東京事務所入所</p> <p>1996年4月 公認会計士登録</p> <p>2003年3月 Ernst &amp; Young LLP 米国ニューヨーク・オフィス駐在</p> <p>2005年11月 米国ニューヨーク州公認会計士登録</p> <p>2006年11月 大向健治公認会計士事務所 代表就任(現任)</p> <p>リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 クライアント・サービス・ディレクター就任</p> <p>2009年12月 税理士登録</p> <p>2018年11月 リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社 ジャパン・オフィス・リーダー就任</p> <p>2021年6月 同社 シニア・クライアント・ディベロップメント・ディレクター就任(現任)</p> <p>2021年6月 当社 社外監査役就任(現任)</p>	(注5)	-
監査役	中村 克己	1970年10月28日生	<p>1993年4月 全日本空輸株式会社 入社</p> <p>1997年4月 大蔵省財政金融研究所国際交流室派遣</p> <p>1999年4月 全日本空輸株式会社法務部</p> <p>2006年10月 弁護士登録 国広総合法律事務所 入所</p> <p>2012年1月 国広総合法律事務所 パートナー就任(現任)</p> <p>2020年8月 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役監査等委員就任(現任)</p> <p>2021年6月 当社 社外監査役就任(現任)</p>	(注5)	-
計					6,112,300

- (注1) 取締役伊藤修平及び池側千絵は、社外取締役です。
- (注2) 監査役澤田静華及び大向健治並びに中村克己は、社外監査役です。
- (注3) 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
- (注4) 監査役澤田静華の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
- (注5) 監査役大向健治及び中村克己の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
- (注6) 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しています。
- (注7) 当社では、法令に定める員数を欠くことになった場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
中島 英樹	1969年4月26日生	1998年4月 中山慈夫法律事務所(現 中山・男澤法律事務所)入所 弁護士登録 2006年4月 弁護士法人レセラ パートナー就任(現任) 2008年6月 株式会社ウィルホールディングス(現 当社)社外監査役就任	(注8)	-

(注8) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までです。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

当社では社外取締役及び社外監査役が監視監督機能を果たすべく、社外役員候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、当社の「独立性判断基準」を満たすものを社外取締役及び社外監査役として選定しています。

取締役伊藤修平は、公認会計士としての豊富な経験・実績と会計に関する高度な知見を有しており、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待できると判断したため選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はございません。

取締役池側千絵は、企業の経営管理・企画・財務・会計に深い知見を有しており、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断したため選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はございません。

監査役澤田静華は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、今後更なる監査体制の強化に資することが期待できると判断したため選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はございません。

監査役大向健治は、公認会計士としての経験と専門知識を有し、会社経営上の特に税務及び会計面から監視、助言が期待できると判断したため選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はございません。

監査役中村克己は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映することを期待できると判断したため選任しています。なお、同氏と当社間にその他の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はございません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携につきましては、取締役会、監査役会、会計監査人との報告会等を通じて適宜情報交換を行い、相互連携を図っています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、各監査役が取締役会に臨席するほか、年間の監査計画に基づき、法令、定款、各種規程の遵守状況を中心に実施しています。

なお、常勤監査役澤田静華及び監査役大向健治は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役中村克己は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しています。

当事業年度における監査役会は、年間19回開催され、個々の監査役の出席状況は次の通りです。

役職名	氏名	出席回数
常勤監査役	澤田 静華	19回 / 19回 (出席率100%)
社外監査役	奥村 眞吾	18回 / 19回 (出席率95%)
社外監査役	中島 英樹	18回 / 19回 (出席率95%)

(注) 監査役奥村眞吾及び中島英樹は2021年6月22日付けで任期満了により退任しました。

内部監査の状況

当社における内部監査は、4名で構成される内部監査室が実施しており、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたり、当社グループ全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

山田 真  
大谷 文隆

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他23名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の評価・選定基準に従って、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び監査品質管理等を含め、必要な監査実施体制を有していることを検討し、監査法人を選定することとしています。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っています。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次の通り異動しています。

前々連結会計年度及び前々事業年度 三優監査法人  
前連結会計年度及び前事業年度 有限責任 あずさ監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次の通りです。

異動に係る監査公認会計士等の名称  
選任する監査公認会計士等の名称 有限責任 あずさ監査法人  
退任する監査公認会計士等の名称 三優監査法人  
異動の年月日 2019年6月19日

異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2018年6月20日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書等における意見等に関する事項  
該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、会計監査人として三優監査法人を8年の長期にわたり選任してきましたが、海外子会社の増加及び国際会計基準の任意適用を契機に、グローバルな監査実施体制を有する会計監査人を選定すべく、当社の会計監査人評価・選定基準に従って同法人を含む複数の監査法人を対象として検討を行いました。その結果、監査役会は、有限責任あずさ監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び監査品質管理と、当社グループのグローバルな事業活動を一元的に監査する体制を有していることに加え、会計監査人の交代により、従来と異なる視点や手法による監査を通じて当社財務情報の更なる信頼性の向上を期待できることから、同法人が適任であるものと判断しました。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	19	76	-
連結子会社	-	-	-	-
計	64	19	76	-

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、会計等に関するアドバイザリー業務等です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	11	-	14
連結子会社	61	-	54	7
計	61	11	54	21

当社の監査公認会計士等と同一のKPMGネットワークに属している監査法人に対して、レビュー業務に基づく報酬を支払っています。

当社及び連結子会社における当連結会計年度の非監査業務の内容は、税務等に関するアドバイザリー業務等です。



c. 監査報酬の決定方針

監査日数、当社グループの規模・業務の特性、同業他社との比較等、総合的に勘案し決定しています。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、管理本部長、経理部長及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの合理性などを検討した結果、妥当であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各人の職務に応じた固定報酬と、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

ロ. 本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除く。以下も同様。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、あらかじめ定めた役位に応じた報酬額を基本報酬とした上で、管掌組織、職責及び前年度の業績評価に基づき決定しています。なお、社外取締役については、業務内容、社会への貢献度及び就任の事情等を総合勘案し決定しています。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

中長期インセンティブの業績連動型株式報酬制度等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、その数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されます。当社取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を受ける「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期（対象期間の終了時）、役位に応じて当社株式の交付を受ける「役位連動型株式報酬」については取締役の退任時としています。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、職責に応じた基本報酬の水準を重視しており、このことを基本としつつ、株主利益の追求にも配慮し、基本報酬、株式報酬の構成割合を考えています。取締役の基本報酬に対する株式報酬の構成比は、最大2割程度となるよう設計しています。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行きわたるよう、原案を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしています。なお、業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

非金銭報酬等の内容

ア)業績連動型株式報酬制度等(以下、「本制度」といいます。)の対象者

当社取締役(社外取締役及び無報酬の取締役を除く)

イ)対象期間

2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで

ウ)対象期間において、本制度の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限

合計金210百万円

エ)当社株式の取得方法

自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法

オ)本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限

1事業年度あたり80,000ポイント

カ)ポイント付与

役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与

キ)本制度の対象者に対する当社株式の交付時期

原則として、「業績連動型株式報酬」については在任中の一定の時期(対象期間(当初は3事業年度)の終了時)、「役位連動型株式報酬」については退任時

取締役個別の報酬等の決定にかかる委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長池田良介氏及び代表取締役社長大原茂氏がその具体的内容について委任を受けるものとしています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、原案を常勤取締役で構成された「報酬委員会」にて評価し、客観性・公平性・透明性の観点より、社外取締役及び監査役を中心に構成する「独立役員連絡会」で事前に審議・確認し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしています。なお、業績連動型株式報酬は、当社取締役会で定めた株式交付規程に則り、ポイントを付与します。

(注) 取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)です。

また、金銭報酬とは別枠で非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第14回定時株主総会において、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの株式報酬の額として合計210百万円以内、付与するポイントの上限を1事業年度あたり80,000ポイント(社外取締役及び無報酬の取締役を除く)と決議いただいています。

監査役の報酬限度額は年額40百万円以内(2008年6月27日開催の定時株主総会にて決議)です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	125	112	13	18	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	33	33	-	-	6

(注1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注2) 役員ごとの報酬等の総額については、報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載していません。

(注3) 上記の報酬等の額は、日本基準に基づき算定した数値を記載しています。

(注4) 当社の非金銭報酬等は業績連動型株式報酬と役位連動型株式報酬であり、業績向上のみならず、企業価値向上に貢献する意識を高めることで、株主との利害共有をすることを目的に導入しています。業績連動型株式報酬の業績指標は、2023年3月期の営業利益額です。また、役位連動型株式報酬の業績指標は、株式交付規程に定める職務等級制度に基づき、格付けされる等級ランクごとにポイントを定めています。これらの指標を選択した理由は、当社中期経営計画において高収益体質化を基本方針として掲げていること及び各取締役が株主から期待される職責を果たすことがミッションであるためです。また、算定方法は、株式交付規程に基づき職位及び各取締役の業績貢献に応じたポイントを付与し、株式報酬を分配するものです。その実績は、業績連動型株式報酬は2023年3月末日に終了する事

業年度に株式が交付されるため、当事業年度において実績はありません。役員連動型株式報酬は、上記「左記のうち、非金銭報酬等」に記載の通りです。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式について、当該株式がHRTech領域のベンチャー企業との協業や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化につながり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。この政策的に保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しています。なお、純投資目的である投資株式は保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式を保有する場合は、定期的に、取締役会において、保有によるメリット、リスク、資本コストに対する投資対効果などの経済合理性、将来の見通し等についての評価を行い、継続保有の判断を行うこととしています。

ウィルグループHRTechファンド投資事業有限責任組合における株式の保有状況（日本基準）

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるウィルグループHRTechファンド投資事業有限責任組合については以下の通りです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	541
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	26	ファンドからの投資による増加
非上場株式以外の株式	-	-	-

提出会社における株式の保有状況（日本基準）

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	20
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。なお、財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けています。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、以下の通り、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等にかかる情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、積極的な情報収集活動に努めています。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社グループへの影響分析を行っています。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	6	5,944	7,455
営業債権及びその他の債権	7、 20、26	15,067	14,694
その他の金融資産	12、26	251	690
その他の流動資産	8	777	729
流動資産合計		22,041	23,570
非流動資産			
有形固定資産		1,315	1,082
使用权資産	10	6,200	5,715
のれん	9、11	5,654	6,155
その他の無形資産	9、11	5,455	6,049
持分法で会計処理されている投資		-	495
その他の金融資産	12、26	1,281	1,151
繰延税金資産	23	1,640	1,678
その他の非流動資産	8	1,011	863
非流動資産合計		22,558	23,190
資産合計		44,600	46,760

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	13、26	12,521	13,760
借入金	14、26	3,177	4,865
その他の金融負債	10、 14、 16、26	2,359	3,600
未払法人所得税	23	1,116	514
その他の流動負債	15	2,391	2,048
流動負債合計		21,566	24,790
非流動負債			
借入金	14、26	6,533	3,923
その他の金融負債	10、 14、 16、26	8,012	6,563
繰延税金負債	23	1,170	1,289
その他の非流動負債	15	193	166
非流動負債合計		15,909	11,943
負債合計		37,476	36,733
資本			
資本金	18	2,033	2,089
資本剰余金	18	1,399	1,786
自己株式	18	89	279
その他の資本の構成要素	18	1,789	343
利益剰余金	18	6,478	8,559
親会社の所有者に帰属する持分合計		5,233	8,240
非支配持分		1,890	1,786
資本合計		7,123	10,027
負債及び資本合計		44,600	46,760

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	4、20	121,916	118,249
売上原価		96,513	94,192
売上総利益		25,402	24,056
販売費及び一般管理費	17、21	21,422	20,463
その他収益		220	519
その他費用		56	82
営業利益	4	4,145	4,030
持分法による投資損失		-	5
金融収益	22	42	11
金融費用	22	131	247
税引前利益		4,057	3,788
法人所得税費用	23	1,344	1,110
当期利益		2,712	2,678
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,380	2,363
非支配持分		331	314
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	24	107.07	106.35
希薄化後1株当たり当期利益(円)	24	104.75	104.59

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期利益		2,712	2,678
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	25	28	202
純損益に振り替えられることのない項目合計	25	28	202
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジ	25	25	9
在外営業活動体の換算差額	25	1,257	1,534
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	25	1,231	1,544
税引後その他の包括利益		1,260	1,747
当期包括利益		1,451	4,425
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,174	4,038
非支配持分		277	387



【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素合計	利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2019年4月1日時点の残高		2,017	1,733	2	607	4,522	4,196	1,028	5,224
当期利益		-	-	-	-	2,380	2,380	331	2,712
その他の包括利益	25	-	-	-	1,205	-	1,205	54	1,260
当期包括利益		-	-	-	1,205	2,380	1,174	277	1,451
剰余金の配当	19	-	-	-	-	400	400	-	400
自己株式の取得	18	-	-	87	-	-	87	-	87
株式報酬取引	17	16	261	-	-	-	277	-	277
企業結合等による変動		-	71	-	-	-	71	589	661
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	24	24	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	5	5
所有者との取引額合計		16	333	87	24	424	137	584	447
2020年3月31日時点の残高		2,033	1,399	89	1,789	6,478	5,233	1,890	7,123
当期利益		-	-	-	-	2,363	2,363	314	2,678
その他の包括利益	25	-	-	-	1,674	-	1,674	72	1,747
当期包括利益		-	-	-	1,674	2,363	4,038	387	4,425
剰余金の配当	19	-	-	-	-	511	511	-	511
自己株式の取得	18	-	-	189	-	-	189	-	189
株式報酬取引	17	56	120	-	-	-	176	-	176
企業結合等による変動		-	506	-	-	-	506	500	1,006
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	228	228	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	9	9
所有者との取引額合計		56	386	189	228	282	1,031	490	1,521
2021年3月31日時点の残高		2,089	1,786	279	343	8,559	8,240	1,786	10,027

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		4,057	3,788
減価償却費及び償却費	21	1,990	2,229
株式報酬費用	17	204	85
営業債権の増減額(は増加)		292	1,488
営業債務の増減額(は減少)		1,011	72
営業活動その他		482	1,312
小計		6,489	6,351
利息及び配当金の受取額		10	7
利息の支払額		114	86
法人所得税の支払額		1,478	1,956
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,908	4,316
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		557	589
有価証券の取得による支出		312	46
有価証券の売却による収入		7	374
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	5	2,064	-
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		-	350
投資活動その他		108	179
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,035	433
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額	27	1,413	1,890
長期借入れによる収入	27	3,253	270
長期借入金の返済による支出	27	3,729	3,080
リース負債の返済による支出	10、27	1,223	1,302
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		246	798
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入		977	-
非支配持分への配当金の支払額		181	362
配当金の支払額	19	400	511
政府補助金による収入		88	1,273
財務活動その他		244	25
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,631	2,646
現金及び現金同等物に係る為替変動の影響額		159	274
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		917	1,511
現金及び現金同等物の期首残高	6	6,862	5,944
現金及び現金同等物の期末残高	6	5,944	7,455

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社ウィルグループは、日本に所在する企業です。登記されている本店及び主要な事業所の住所は、ホームページ (<https://willgroup.co.jp/>) で開示しています。

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)の事業内容及び主要な活動は、「4. 事業セグメント」に記載しています。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しています。

本連結財務諸表は、2021年6月22日に取締役会によって承認されています。

#### (2) 測定的基础

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に別途記載している場合を除き、取得原価を基礎として作成しています。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しています。日本円で表示しているすべての財務情報は、百万円未満を切り捨てて記載しています。

#### (4) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

当社グループの連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書及び解釈指針のうち、早期適用を行っていないものについて、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

#### (5) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定をすることが義務付けられています。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの改定は、見積りが改定された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業活動への影響については、当連結会計年度末日時点において合理的に入手可能な情報に基づき、非金融資産の減損等の会計上の見積り及び見積りを伴う判断に対する重要な不確実性の影響を評価しています。なお、当連結会計年度末日時点及び当連結会計年度の連結財務諸表において重要な影響はないものの、状況が進展し追加の情報が入手可能になるにつれ、将来の報告年度における実績が見積りと著しく乖離する可能性があります。

連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う見積り及び判断に関する情報は、以下の注記に含まれています。

- ・注記3(12) - 未払有給休暇
- ・注記5 - 企業結合
- ・注記10 - リース
- ・注記11 - 非金融資産の減損
- ・注記16 - 非支配持分に係る売建プット・オプション
- ・注記17 - 株式報酬
- ・注記23 - 法人所得税
- ・注記26 - 金融商品

### 3. 重要な会計方針

当社グループの重要な会計方針は次の通りであり、他の記載がない限り、連結財務諸表が表示されている全ての期間について適用しています。

#### (1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び当社の子会社の財務諸表を含んでいます。主要な子会社については、「29.主要な子会社」に記載しています。

##### 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業です。支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有する場合をいいます。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含まれています。子会社に対する当社グループ持分の一部を処分した後も支配が継続する場合には、当社グループの持分の変動を資本取引として会計処理しており、非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しています。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しています。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しています。

##### 関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しています。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれています。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えています。

#### (2) 企業結合

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしています。非支配持分は、被取得企業の識別可能資産及び負債の持分割合相当額で測定しています。

企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の合計が、取得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額をのれんとして認識しています。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額を利得として損益に認識しています。被取得企業における識別可能資産及び負債は取得日(被取得企業に対する支配開始日)の公正価値で測定しています。

企業結合に関連して発生した取得費用は、発生時に費用として処理しています。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合には、完了していない項目を暫定的な金額で計上しています。取得日時点で存在し、なおかつそれを知っていたならば取得日で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況に関する情報を、認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しています。測定期間は最長で1年間です。

なお、共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合については、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しています。

#### (3) 外貨換算

##### 外貨建取引

外貨建取引、すなわち各企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートにより機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算し、また、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算し、換算差額は、損益として認識しています。

但し、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

また、取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しています。

#### 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日時点の為替レートで、損益及びキャッシュ・フローは、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートで表示通貨に換算しています。この結果生じる換算差額はその他の包括利益で認識しています。

なお、在外営業活動体の持分全体の処分や支配の喪失を伴う持分の一部の処分といった事実が発生した場合、処分した期に当該累積換算差額をその他の包括利益から損益に振り替えています。

#### (4) 金融商品

##### 金融資産

##### ( ) 当初認識及び測定

金融資産は、当社グループが契約の当事者となった日に当初認識しています。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

##### (b) 公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定される金融資産に分類しています。

公正価値で測定される金融資産のうち売買目的保有でない資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する取消不能の指定を行う場合があります。当該指定を行っていない資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されます。

負債性金融商品への投資は、以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

資本性金融商品を除く金融資産で、上記の測定区分の要件を満たさないものは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

なお、報告期間を通じて、負債性金融商品のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は保有していません。

償却原価で測定する金融資産のうち、顧客との契約から生じた営業債権は取引価格で、それ以外については当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益で認識しています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時、公正価値に直接取引費用を加算して測定し、当初認識後は公正価値で測定します。

##### ( ) 事後測定

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しています。

##### (b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得又は損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えています。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しています。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しています。

( )金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は金融資産を譲渡し、かつ、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもないが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

( )金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（資本性金融商品を除く）について、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに関する評価は「注記26.金融商品 (3)信用リスク」に記載しています。

ただし、営業債権である受取手形及び売掛金については、常に、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
  - (b) 貨幣の時間価値
  - (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 当該測定に係る金額は、純損益として認識しています。

金融負債

当社グループは、デリバティブを純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と、それ以外の金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類しています。金融負債は、当社グループが契約の当事者となった日に当初認識しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

( )償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

( )純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値により測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

デリバティブ

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ関係の適用を中止しています。  
ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しています。

( ) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において純損益として認識しています。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において純損益として認識しています。

( ) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しています。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えています。ヘッジされた予定取引の発生可能性が非常に高いわけではなくなったものの、引き続き発生が見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しています。

非支配持分へ付与されたプット・オプション

当社グループが非支配持分の所有者に対して付与した子会社株式の売建プット・オプションについて、原則としてその償還金額の現在価値をその他の金融負債として当初認識するとともに、同額を資本剰余金から減額しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定するとともに、その事後的な変動額を資本剰余金として認識しています。なお、当該プット・オプションが失効した場合は、「その他の金融負債」を「資本剰余金」に振り替えています。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について、僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(6) 有形固定資産

認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれています。

取得後の支出

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされることが見込まれる場合に限り資産計上しています。

減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次の通りです。

建物及び構築物：3～38年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は各年度末に見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) のれん及びその他の無形資産

のれん

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資産、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は損益として認識されますが、戻入れは行っていません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

その他の無形資産

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しています。無形資産は取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用等が含まれています。

( ) 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

( ) 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しています。

( ) 自己創設無形資産(開発費)

当社グループで発生した研究開発費は、次の資産計上の要件のすべてを満たす開発活動に対する支出を除き、発生時に費用として認識しています。

- ・使用又は売却に利用できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させて、使用するか又は売却するという意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が可能性の高い将来の経済的便益をどのように創出するのか
- ・開発を完成させて、無形資産を使用するか又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を信頼性をもって測定できる能力

当社グループにおける、主な無形資産は次の通りです。

( ) 顧客関連資産

顧客関連資産は、取得原価で当初認識しています。顧客関連資産は、見積耐用年数(10年~15年)にわたり定額法で償却を行っており、減損の兆候が存在する場合は、その都度、減損テストを実施しています。

( ) ブランド

ブランドは、取得原価で当初認識しています。ブランドは、償却を行わず、減損の兆候が存在する場合は、その都度、減損テストを実施しています。

( ) その他の無形資産

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しています。その他の無形資産は、耐用年数を確定できるものについては、見積耐用年数(5年~15年)にわたり定額法で償却を行っており、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。耐用年数を確定できないものについては、償却は行わず、年次又は減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。

なお、償却方法、残存価額及び残余耐用年数は各年度末に見直し、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

当社グループは、リース開始日において使用権資産とリース負債を認識します。

使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されています。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しています。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、使用権資産として連結財政状態計算書に表示しています。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積り耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間にわたり定額法で減価償却を行っています。

リース負債



リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しています。

リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いています。

リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しています。

当社グループは、見積リース期間が12ヶ月以内の短期リース及びIT機器のリースを含む少額資産のリースについて、リース料は他の規則的な方法により利用者の便益のパターンがより適切に表される場合を除いて、リース料をリース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

#### (9) 関連会社に対する投資

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業です。

関連会社への投資は持分法によって会計処理しています。持分法を適用した関連会社（以下「持分法適用会社」）に対する投資は当初取得原価で認識されます。重要な影響力又は共同支配を有することとなった日から重要な影響力又は共同支配を喪失する日まで、持分法適用会社の損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分は、持分法適用会社に対する投資額の変動として認識しています。

#### (10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。

減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施し、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を用いています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に原則として資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っていません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積もっており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っていません。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しています。

#### (11) 株式報酬

当社グループは株式報酬制度を導入しており、持分決済型を運用しています。

持分決済型の株式報酬は、付与日における付与した資本性金融商品の公正価値によって受け取るサービスの公正価値を見積り、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

#### (12) 未払有給休暇

短期従業員給付は、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。

有給休暇費用は、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

(13) 資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本金及び資本剰余金から控除しています。

自己株式

自己株式は資本から控除しており、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。帳簿価額と処分時の対価との差額は資本として認識しています。

(14) 収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

人材派遣契約

顧客との労働者派遣契約に基づいて顧客に派遣した、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフの派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しています。

業務請負契約

顧客との請負契約に基づく業務の完了が履行義務を充足する時点と判断し、業務完了時点において収益認識しています。

人材紹介契約

顧客との人材紹介契約に基づき、顧客からの求人要件に該当する人材の顧客への紹介の完了が履行義務を充足する時点と判断し、紹介の完了時点において収益認識しています。

なお、これらの契約に重大な金融要素は含まれていません。

(15) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られる場合に認識しています。発生した費用に対する補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間に純損益として認識し、対応する費用から控除又はその他収益として計上しています。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、期末日において制定され又は実質的に制定されている税率を用いて、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で算定しています。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、当期の純損益にて認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日まで制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額の差額である一時差異並びに繰越欠損金に基づいて算定しています。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識から生じる一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識していません。さらにのれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識していません。

子会社に対する投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。また、子会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測し得る期間内に解消し、かつ課税所得を稼得する可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(17) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しています。

(18) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「政府補助金による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた393百万円は、「政府補助金による収入」88百万円、「その他」482百万円として組み替えています。

#### 4. 事業セグメント

##### (1) 報告セグメントの概要

当社グループは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う事業セグメントを基礎として報告セグメントを決定し、以下の2つを報告セグメントとしています。

各報告セグメントの内容は以下の通りです。

報告セグメント	事業内容
国内WORK事業	主に国内における販売、コールセンター、工場、介護施設等カテゴリーに特化した派遣・紹介・業務請負、フォースタートアップス(株)が展開するスタートアップ企業向けの人材紹介を中心とした人材支援サービス等を行っています。
海外WORK事業	主にASEAN、オセアニア地域において、人材派遣・紹介を行っています。

上記に加え、HRTech分野の人材サービス、外国人ライフサポートサービス、ITエンジニア/クリエイター向け賃貸住宅(TECH RESIDENCE)事業等がその他に含まれています。

##### (2) 報告セグメント情報

報告セグメントのセグメント利益は、日本基準の営業利益に、シンガポールにおける新型コロナウイルス対策としての雇用支援政府補助金収入(Jobs Support Scheme)を加算して測定しており、IFRSに基づく連結財務諸表の営業利益と調整しています。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	調整額 (注2~4)	IFRS調整 (注5)	連結 財務諸表 計上額
	国内WORK 事業	海外WORK 事業	計				
売上収益							
外部収益	84,438	36,074	120,513	1,549	-	146	121,916
セグメント間 収益(注1)	24	-	24	10	35	-	-
計	84,463	36,074	120,538	1,559	35	146	121,916
セグメント利益	5,061	971	6,032	352	1,869	334	4,145
その他の項目							
減価償却費 及び償却費	229	524	753	59	175	1,001	1,990
資本的支出	120	2,583	2,703	11	268	7	2,991
セグメント資産	18,348	13,941	32,290	2,764	1,255	8,290	44,600

(注1) セグメント間収益は、通常の市場価格に基づいています。

(注2) セグメント利益の調整額 1,869百万円には、セグメント間取引取消去4百万円、各事業セグメントに配分していない全社費用 1,874百万円が含まれています。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注3) セグメント資産の調整額1,255百万円は、主に事業セグメントに帰属しない全社資産であり、当社保有の資産です。

(注4) 減価償却費及び償却費の調整額175百万円は、各事業セグメント配分していない全社の減価償却費です。

(注5) 外部収益のIFRS調整額 146百万円は、「海外WORK事業」に含まれる人材紹介売上の戻入が含まれています。セグメント利益のIFRS調整334百万円には、のれん償却費の戻入、未払有給休暇に係る費用計上等が含まれています。セグメント資産のIFRS調整8,290百万円には、使用権資産の計上、のれん償却費の戻入等が含まれています。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	調整額 (注2～4)	IFRS調整 (注5)	連結 財務諸表 計上額
	国内WORK 事業	海外WORK 事業	計				
売上収益							
外部収益	80,050	36,920	116,970	2,121	-	843	118,249
セグメント間 収益(注1)	53	-	53	7	60	-	-
計	80,103	36,920	117,023	2,128	60	843	118,249
セグメント利益	4,253	1,106	5,359	166	2,071	908	4,030
その他の項目							
減価償却費 及び償却費	265	607	873	49	213	1,093	2,229
資本的支出	140	72	212	93	362	724	1,393
セグメント資産	17,633	16,208	33,841	2,331	1,169	9,418	46,760

(注1) セグメント間収益は、通常の市場価格に基づいています。

(注2) セグメント利益の調整額 2,071百万円には、セグメント間取引消去25百万円、各事業セグメントに配分していない全社費用 2,097百万円が含まれています。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注3) セグメント資産の調整額1,169百万円は、主に事業セグメントに帰属しない全社資産であり、当社保有の資産です。

(注4) 減価償却費及び償却費の調整額213百万円は、各事業セグメント配分していない全社の減価償却費です。

(注5) 外部収益のIFRS調整額 843百万円は、「その他」に含まれるセールアンドリースバック取引の戻入、株式売却益の戻入が含まれています。セグメント利益のIFRS調整908百万円には、のれん償却費の戻入、未払有給休暇に係る費用計上等が含まれています。セグメント資産のIFRS調整9,418百万円には、使用権資産の計上等が含まれています。

### (3) 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、事業ポートフォリオマネジメントの見直し、全社戦略の強化を図るために、事業セグメントを、従来の「セールスアウトソーシング事業」、「コールセンターアウトソーシング事業」、「ファクトリーアウトソーシング事業」、「介護ビジネス支援事業」、「海外HR事業」、フォースタートアップス(株)が展開する「スタートアップ人材支援事業」の6区分から、「国内WORK事業」、「海外WORK事業」の2区分へ変更しています。

なお、前連結会計年度の比較につきましては、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較していません。

(4) 地域別情報  
外部収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本	85,931	81,294
オーストラリア	28,110	30,405
アジア	7,874	6,549
合計	121,916	118,249

(注) 売上収益は顧客の所在国を基礎として分類しています。但し、個別に重要な国がない場合は地域として分類しています。

非流動資産(金融資産、繰延税金資産除く)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
日本	11,750	10,976
オーストラリア	4,764	5,378
アジア	3,122	3,510
合計	19,636	19,865

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部収益のうち、連結売上収益の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しています。

5. 取得による企業結合

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. u&u Holdings Pty Ltd及びその子会社2社の株式取得による連結子会社化

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 u&u Holdings Pty Ltd及びその子会社2社

事業の内容 人材紹介、人材派遣

取得日

2019年4月30日

取得した議決権付資本持分の割合

60%

企業結合を行った主な理由

本件株式取得によって、当社グループのオセアニア地域での人材サービス領域の強化・拡大が可能となるため。

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

前連結会計年度に行われた当社グループによるu&u Holdings Pty Ltd及びその子会社2社との企業結合について、前連結会計年度において取得原価の配分手続が完了したことにより、取得日に遡って取得資産及び引受負債の金額を修正しています。

確定後の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	1,509
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	626
非流動資産	1,727
流動負債	599
非流動負債	513
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,241
非支配持分	496
のれん	765

(注1) 当該企業結合に係る取得関連費用は28百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(注2) 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値613百万円について、契約金額の総額は613百万円であり、回収不能と見込まれるものはありません。

(注3) のれんの主な内容は、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(注4) 被取得企業は、事業セグメントの海外WORK事業に含まれています。

(注5) 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

(注6) 非流動資産には、その他の無形資産1,712百万円が含まれています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	1,509
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	6
子会社の取得による支出	1,502

(4) 業績に与える影響

当社グループの連結損益計算書には、取得日以降にu&u Holdings Pty Ltd及びその子会社2社から生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ6,085百万円及び366百万円含まれています。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、前連結会計年度における当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ6,515百万円及び221百万円であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けていません。

2. 企業結合に係る暫定的な評価の確定

(1) Ethos BeathChapman Australia Pty Ltd

2018年9月に行われた当社グループによるEthos BeathChapman Australia Pty Ltd(旧 Quay Appointments Pty Ltd)との企業結合について、前々連結会計年度において暫定的な評価に基づく会計処理を行っていましたが、前連結会計年度において取得原価の配分手続が完了したことにより、取得日に遡って取得資産及び引受負債の金額を修正しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されています。

前連結会計年度においてEthos Corporation Pty Ltd、The Ethos Unit Trust及びQuay Appointments Pty Ltd他2社を当社の連結子会社であるEthos BeathChapman Australia Pty Ltdに統合しています。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額568百万円は、暫定的な評価額の確定により383百万円減少し、185百万円となりました。また、その他の無形資産が547百万円、繰延税金負債が164百万円それぞれ増加しています。

確定後の内訳は以下の通りです。

取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	1,065
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	810
非流動資産	560
流動負債	326
非流動負債	164
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	880
非支配持分	-
のれん	185

(注1) 当該企業結合に係る取得関連費用は22百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(注2) 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値449百万円について、契約金額の総額は449百万円であり、回収不能と見込まれるものはありません。

(注3) のれんの主な内容は、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(注4) 被取得企業は、事業セグメントの海外WORK事業に含まれています。

(注5) 非流動資産には、その他の無形資産547百万円が含まれています。



(2) The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.

2019年1月に行われた当社グループによるThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.との企業結合について、前々連結会計年度において暫定的な評価に基づく会計処理を行っていましたが、前連結会計年度において取得原価の配分手続が完了したことにより、取得日に遡って取得資産及び引受負債の金額を修正しています。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されています。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額1,744百万円は、暫定的な評価額の確定により420百万円減少し、1,324百万円となりました。また、その他の無形資産が1,082百万円、繰延税金負債が259百万円、非支配持分が403百万円それぞれ増加しています。

確定後の内訳は以下の通りです。

取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	1,888
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	684
非流動資産	1,087
流動負債	407
非流動負債	259
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	1,105
非支配持分	541
のれん	1,324

(注1) 当該企業結合に係る取得関連費用は31百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(注2) 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値392百万円について、契約金額の総額は392百万円であり、回収不能と見込まれるものはありません。

(注3) のれんの主な内容は、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(注4) 被取得企業は、事業セグメントの海外WORK事業に含まれています。

(注5) 非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産の公正価値に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

(注6) 非流動資産には、その他の無形資産1,082百万円が含まれています。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	6,057	8,040
預入期間が3ヶ月超の定期預金	112	584
連結財政状態計算書上の現金及び現金同等物	5,944	7,455
連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物	5,944	7,455

(注) 現金及び現金同等物は償却原価で測定される金融資産に分類しています。

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
受取手形及び売掛金	14,844	14,146
その他	223	547
合計	15,067	14,694

(注1) 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

(注2) 上記のうち、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、12ヶ月を超えて回収される営業債権及びその他の債権はありません。

8. その他の資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
前払費用	431	433
その他	1,357	1,159
合計	1,788	1,593
流動資産	777	729
非流動資産	1,011	863
合計	1,788	1,593

9. のれん及びその他の無形資産

(1) 調整表及び内訳

のれん及びその他の無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下の通りです。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	その他の無形資産			
		顧客関連資産	ブランド	その他	合計
前連結会計年度期首(2019年4月1日)	5,322	1,736	1,696	1,082	4,515
取得	-	-	-	337	337
企業結合による取得	765	853	819	39	1,712
償却費	-	243	-	264	508
為替換算差額	433	230	325	40	596
その他の増減	-	-	-	5	5
前連結会計年度末(2020年3月31日)	5,654	2,117	2,190	1,147	5,455
取得	-	-	-	483	483
企業結合による取得	-	-	-	-	-
償却費	-	252	-	423	676
為替換算差額	589	300	456	57	813
その他の増減	89	-	-	26	26
当連結会計年度末(2021年3月31日)	6,155	2,164	2,646	1,237	6,049

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	その他の無形資産			
		顧客関連資産	ブランド	その他	合計
前連結会計年度期首(2019年4月1日)	5,355	1,855	1,696	1,340	4,891
前連結会計年度末(2020年3月31日)	5,686	2,451	2,190	1,785	6,428
当連結会計年度末(2021年3月31日)	6,187	2,822	2,646	2,307	7,776

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	その他の無形資産			
		顧客関連資産	ブランド	その他	合計
前連結会計年度期首(2019年4月1日)	32	118	-	257	376
前連結会計年度末(2020年3月31日)	32	334	-	638	972
当連結会計年度末(2021年3月31日)	32	657	-	1,069	1,727

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めています。

10. リース

(1) リース活動の性質

当社グループは、主に本社及び支店の建物、社用車として車両等の資産をリースしています。建物2年～15年のリース契約期間（更新期間を含む）、車両5年～7年のリース契約期間（更新期間を含む）であり、契約期間終了後に同じ期間リースを延長するオプションが含まれている契約もあります。

(2) リースに係る費用

リースに係る費用の内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物	1,178	1,208
車両	39	41
その他	3	2
合計	1,221	1,252
リース負債に係る金融費用	54	50
少額資産のリースに係る費用	26	47

(3) 使用権資産

使用権資産の内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物	6,095	5,641
車両	101	72
その他	3	1
合計	6,200	5,715

（注）使用権資産の増加は、前連結会計年度1,314百万円、当連結会計年度1,362百万円です。

(4) リース負債

リース負債の満期分析は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
契約上の割引前キャッシュ・フロー		
1年以内	1,269	1,110
1年超2年以内	949	926
2年超3年以内	821	704
3年超4年以内	670	629
4年超5年以内	614	557
5年超	2,306	2,609
割引前リース負債の残高	6,633	6,537
その他の金融負債に含まれるリース負債残高	6,530	6,406
流動	1,238	1,060
非流動	5,292	5,346

(5) リースに係るキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
リースに係るキャッシュ・アウト・フローの合計額	1,304	1,400

(6) 延長オプション及び解約オプション

当社グループにおいては、各社がリース契約の管理に責任を負っており、リース条件は個々に交渉され、幅広く異なる契約条件となっています。

一部のリース契約には、当社グループが行使可能な延長オプション及び解約オプションが付されているものがあり、事業の必要性に応じてそれらを行行使する可能性があります。当社グループは、延長オプションを行行使すること、又は解約オプションを行行使しないことが合理的に確実かどうかをリース開始日に評価します。リース期間はリースの取引内容ごとに合理的に確実な契約期間を前提に決定されているため、その中には延長オプションを行行使すること、又は解約オプションを行行使しないことを見越しているものが含まれます。

延長オプション及び解約オプションは、主に本社及び支店に係る不動産リースに含まれており、その多くは、1年間ないし原契約と同期間にわたる延長オプション、また、6ヶ月前までに相手方に書面をもって通知した場合に早期解約を行うオプションとなっています。

なお、これらのオプションは、リース契約主体が不動産を事業に活用する上で、必要に応じて使用されています。

11. 非金融資産の減損

(1) 資金生成単位

当社グループは、原則として、管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っています。なお、のれんについては、内部管理目的でモニタリングする単位をもって資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。また、本社等については独立したキャッシュ・フローは生み出しませんが、他の資金生成単位から生じるキャッシュ・フローに寄与していることから全社資産としています。

(2) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を含む資金生成単位(単位グループ)の減損テスト

減損テストの際に当社グループの資金生成単位又は資金生成単位グループに配分された、のれん及びその他の無形資産は以下の通りです。

(単位：百万円)

資金生成単位又は資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	のれん	その他の 無形資産	のれん	その他の 無形資産
株式会社ウィルオブ・コンストラクション	1,646	1,139 ( - )	1,646	1,040 ( - )
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd	400	942 ( 523 )	511	1,131 ( 668 )
Ethos Beathchapman Australia Pty Ltd	581	409 ( 225 )	742	495 ( 288 )
u&u Holdings Pty Ltd	636	1,394 ( 710 )	813	1,683 ( 907 )
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.	1,250	969 ( 750 )	1,355	995 ( 808 )
その他	1,138	600 ( 3 )	1,087	702 ( 3 )
合計	5,654	5,455 ( 2,214 )	6,155	6,049 ( 2,675 )

(注1) その他の無形資産のうちブランドは、今後も長期にわたって当社グループに経済的便益をもたらすものと期待されていることから、耐用年数が確定できない無形資産として分類しています。

(注2) その他の無形資産に含まれる耐用年数が確定できない無形資産の主なもの(減損損失認識後)は( )内に記載しています。

主要なれん及び耐用年数が確定できない無形資産に対する減損テストは、以下の通り行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、事業への影響が徐々に収束に向かっており、感染拡大の影響は一部の領域においてあるものの、連結業績には大きく影響しない前提で、顧客需要の回復と休業補償の解消等による売上総利益の増加を予想EBITDA成長率に反映し、回収可能価額を算定しています。

株式会社ウィルオブ・コンストラクション(国内WORK事業)

回収可能価額は、適切な利率で割り引かれた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれかが高い方により測定しています。

使用価値の測定において、キャッシュ・フロー見積額は、経営陣によって承認された中期経営計画を基礎とした見積り及びその後の成長率が反映されており、中期経営計画に含まれる見積りに用いた仮定として、国内建設市場の需要予測及び労働市場の供給予測を基にした今後の成長並びに営業人員の増員並びに新規分野への進出による業容拡大を計画しています。予想EBITDA成長率(将来5年間の平均)は71.5%(前連結会計年度(将来3年間の平均)32.39%)、長期成長率は1.2%(前連結会計年度1.5%)と算定しています。予想EBITDA成長率は将来の予測に関する経営陣の評価と過去実績に基づき、長期成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の将来予想インフレ率、長期平均成長率を勘案して決定しています。税引前の割引率は資金生成単位の加重平均資本コストを基礎として資本資産価格モデルを用いて16.6%(前連結会計年度16.4%)と算定しています。

処分コスト控除後の公正価値の算定は、類似企業の事業に関する相場価額に基づいて算定しています(マーケット・アプローチ)。公正価値の算定は、算定対象となる事業に関する将来の計画等の判断と仮定が必要になりますが、これらは現時点で合理的であると判断される一定の前提に基づいています。この公正価値測定は用いた評価技法への重要なインプットに基づきレベル3に分類されています。

減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要でした。回収可能価額の算定に用いた将来キャッシュ・フロー、割引率等について合理的な範囲で変動があった場合にも、回収可能価額が帳簿価額を下回ることはないと考えています。

DFP Recruitment Holdings Pty Ltd、Ethos Beathchapman Australia Pty Ltd及び  
u&u Holdings Pty Ltd(海外WORK事業)

回収可能価額は、適切な利率で割り引かれた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方により測定しています。

使用価値の測定において、キャッシュ・フロー見積額は、経営陣によって承認された中期経営計画を基礎とした見積り及びその後の成長率が反映されており、予想EBITDA成長率(将来5年間の平均)は1.60~14.34%(前連結会計年度1.30~4.73%)、長期成長率は2.4%(前連結会計年度2.1%)と算定しています。予想EBITDA成長率は将来の予測に関する経営陣の評価と過去実績に基づき、長期成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の将来予想インフレ率、長期平均成長率を勘案して決定しています。税引前の割引率は資金生成単位の加重平均資本コストを基礎として資本資産価格モデルを用いて12.8~17.4%(前連結会計年度11.5~15.5%)と算定しています。

処分コスト控除後の公正価値の算定は、類似企業の事業に関する相場価額に基づいて算定しています(マーケット・アプローチ)。公正価値の算定は、算定対象となる事業に関する将来の計画等の判断と仮定が必要になりますが、これらは現時点で合理的であると判断される一定の前提に基づいています。この公正価値測定は用いた評価技法への重要なインプットに基づきレベル3に分類されています。

減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要でした。回収可能価額の算定に用いた将来キャッシュ・フロー、割引率等について合理的な範囲で変動があった場合にも、回収可能価額が帳簿価額を下回ることはないと考えています。

The Chapman Consulting Group Pte. Ltd. (海外WORK事業)

回収可能価額は、適切な利率で割り引かれた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方により測定しています。

使用価値の測定において、キャッシュ・フロー見積額は、経営陣によって承認された中期経営計画を基礎とした見積り及びその後の成長率が反映されており、中期経営計画に含まれる見積りに用いた仮定として、ドイツ、アメリカ、中国等の主要な事業拠点での新規顧客の獲得、コンサルタントの増員等を計画しています。予想EBITDA成長率(将来5年間の平均)は17.52%(前連結会計年度6.99%)、長期成長率は2.0%(前連結会計年度1.83%)と算定しています。予想EBITDA成長率は将来の予測に関する経営陣の評価と過去実績に基づき、長期成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の将来予想インフレ率、長期平均成長率を勘案して決定しています。税引前の割引率は資金生成単位の加重平均資本コストを基礎として資本資産価格モデルを用いて15.7%(前連結会計年度15.0%)と算定しています。

処分コスト控除後の公正価値の算定は、類似企業の事業に関する相場価額に基づいて算定しています(マーケット・アプローチ)。公正価値の算定は、算定対象となる事業に関する将来の計画等の判断と仮定が必要になりますが、これらは現時点で合理的であると判断される一定の前提に基づいています。この公正価値測定は用いた評価技法への重要なインプットに基づきレベル3に分類されています。

減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要でした。回収可能価額の算定に用いた将来キャッシュ・フロー、割引率等について合理的な範囲で変動があった場合にも、回収可能価額が帳簿価額を下回ることはないと考えています。

12. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
敷金保証金	648	599
株式	466	386
SAFE投資	164	164
定期預金	112	584
その他	141	106
合計	1,533	1,841
流動資産	251	690
非流動資産	1,281	1,151
合計	1,533	1,841

(注) 敷金保証金、定期預金及びその他は償却原価で測定される金融資産に、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に、それぞれ分類しています。また、当社グループは将来株式取得略式契約スキーム(Simple Agreement for Future Equity: SAFE、以下「SAFE投資」)を保有し、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しています。

13. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
買掛金	702	870
未払金	7,416	8,131
未払有給休暇	2,244	2,308
未払費用	2,032	2,241
その他	125	209
合計	12,521	13,760

(注1) 買掛金及びその他は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

(注2) 上記のうち、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、12ヶ月を超えて支払われる営業債務及びその他の債務はありません。



14. 借入金（リース負債を含む）

借入金及びリース負債の内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)	平均利率 (注3)	返済期限
短期借入金 (注1、2)	109	2,000	0.28%	-
1年内返済予定の長期借入金 (注1、2)	3,068	2,865	0.25%	-
長期借入金 (1年内返済予定を除く) (注1、2)	6,533	3,923	0.26%	2022年4月1日～ 2030年8月31日
リース負債	6,530	6,406	0.33%	2021年4月1日～ 2036年3月31日

（注1）借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しています。債務不履行の借入金はありません。

（注2）借入金の期日別残高については、注記「26. 金融商品」をご参照ください。

（注3）平均利率については、借入金及びリース負債の当連結会計年度の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

15. その他の負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未払消費税等	2,386	2,019
その他	198	196
合計	2,585	2,215
流動負債	2,391	2,048
非流動負債	193	166
合計	2,585	2,215

16. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非支配持分に係る売建プット・オプション	3,377	3,300
リース負債	6,530	6,406
その他	464	457
合計	10,372	10,163
流動負債	2,359	3,600
非流動負債	8,012	6,563
合計	10,372	10,163

（注1）その他は償却原価で測定する金融負債に分類しています。

(注2) 売建プット・オプションは、行使される時点で支払うべき金額を見積り、その見積金額に行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率を用いて現在価値により算定しています。当初認識後の変動については資本剰余金に認識しています。

## 17. 株式報酬

株式に基づく報酬の内訳は以下の通りです。

### (1) ストック・オプション制度

#### 制度内容

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬としてストック・オプション制度を導入しています。

なお、当社は、2015年9月1日付で1株につき2株の株式分割、2016年12月1日付で1株につき2株の株式分割、フォースタートアップス株式会社は、2019年11月5日付で1株につき600株の株式分割を行っており、各連結会計年度のストック・オプションについては、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

当連結会計年度に存在するストック・オプション制度は、以下の通りです。

	付与数(株)	付与日	権利行使期間	権利確定条件
株式会社ウィルグループ 第3回新株予約権	1,013,600	2015年5月8日	自 2017年7月1日 至 2025年5月7日	(注1)
株式会社ウィルグループ 第4回新株予約権	118,400	2016年8月8日	自 2017年7月1日 至 2021年8月7日	(注2)
株式会社ウィルグループ 第6回新株予約権	69,500	2017年8月9日	自 2018年7月1日 至 2022年8月8日	(注3)
株式会社ウィルグループ 第7回新株予約権	550,000	2018年3月22日	自 2020年7月1日 至 2028年3月21日	(注4)
フォースタートアップス株式会社 第1回新株予約権	662,400	2017年10月18日	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日	(注5)
フォースタートアップス株式会社 第2回新株予約権	36,000	2018年7月17日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日	(注6)
フォースタートアップス株式会社 第3回新株予約権	25,200	2019年4月25日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日	(注7)

(注1) 1. 新株予約権者は、下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を、当該各条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2017年3月期のEBITDAが13億円を超過した場合

行使可能割合: 50%

(b) 2018年3月期のEBITDAが15億円を超過した場合

行使可能割合: 50%

2. 上記1.におけるEBITDAは、当社の日本基準によって作成された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注2) 1. 新株予約権者は、2017年3月期のEBITDAが20億円を超過した場合、新株予約権を2017年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 上記1.におけるEBITDAは、当社の日本基準によって作成された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注3) 1. 新株予約権者は、2018年3月期のEBITDAが2,790百万円を超過した場合、新株予約権を2018年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

2. 上記1.におけるEBITDAは、当社の日本基準によって作成された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。

3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等によ

り退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと思判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

- (注4) 1. 新株予約権者は、2020年3月期、2021年3月期又は2022年3月期のいずれかの事業年度において、営業利益が4,000百万円を超過した場合、本新株予約権を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、上記における営業利益は、当社の日本基準によって作成された連結損益計算書における営業利益をいうものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (注5) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、フォースタートアップス株式会社（以下、「FSU」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、FSU関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合でFSU取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. FSUの株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。但し、本号の規定にかかわらず、新株予約権者は、「支配権の変更」以降、新株予約権を行使することができるものとする。「支配権の変更」とは、FSUと新株予約権者で別途書面による同意がない限り、本新株予約権の割当日時点のFSUの株主（当社の全議決権の50%以上を有する株主に限る。）以外の者がFSUの議決権の過半数を獲得することを意味する。
3. 新株予約権の割当日の翌日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- 行使価額を下回る価格を対価とするFSU普通株式の発行が行われた場合  
本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合  
で、行使価額を下回る価格を対価とする売買が行われたとき  
本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所におけるFSU普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき
4. 新株予約権者が、FSU又はFSU子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又はFSU若しくはFSU子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- (注6) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、フォースタートアップス株式会社（以下、「FSU」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、FSU関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合でFSU取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. FSUの株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。但し、本号の規定にかかわらず、新株予約権者は、「支配権の変更」以降、新株予約権を行使することができるものとする。「支配権の変更」とは、FSUと新株予約権者で別途書面による同意がない限り、本新株予約権の割当日時点のFSUの株主（FSUの全議決権の50%以上を有する株主に限る。）以外の者がFSUの議決権の過半数を獲得することを意味する。
3. 新株予約権の割当日の翌日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- 行使価額を下回る価格を対価とするFSU普通株式の発行が行われた場合  
本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合  
で、行使価額を下回る価格を対価とする売買が行われたとき  
本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所におけるFSU普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき
4. 新株予約権者が、FSU又はFSU子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又はFSU若しくはFSU子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。
- (注7) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、フォースタートアップス株式会社（以下、「FSU」という。）の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、FSU関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合でFSU取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
2. FSUの株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。但し、本号の規定にかかわらず、新株予約権者は、「支配権の変更」以降、新株予約権を行使することができるものとする。「支配権の変更」とは、FSUと新株予約権者で別途書面に

よる同意がない限り、本新株予約権の割当日時点のFSUの株主（FSUの全議決権の50%以上を有する株主に限る。）以外の者がFSUの議決権の過半数を獲得することを意味する。

3. 新株予約権の割当日の翌日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

行使価額を下回る価格を対価とするFSU普通株式の発行が行われた場合

本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、行使価額を下回る価格を対価とする売買が行われたとき

本新株予約権の目的であるFSU普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合で、当該金融商品取引所におけるFSU普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき

4. 新株予約権者が、FSU又はFSU子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又はFSU若しくはFSU子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。

ストック・オプション数の変動及び加重平均行使価格

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)				
	株式会社ウィルグループ		フォースタートアップス株式会社	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,467,300	883	588,600	234
権利付与	-	-	25,200	250
権利失効	28,000	1,656	85,800	234
権利行使	79,000	398	3,000	234
権利満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,360,300	896	525,000	235
期末行使可能残高	856,300	448	469,800	234

(注1) 前連結会計年度に行使されたストック・オプションの権利行使日時点の加重平均株価は、当社1,025円、フォースタートアップス株式会社1,461円です。

(注2) 未行使のストック・オプションの加重平均残存期間は、前連結会計年度において5年です。

(注3) フォースタートアップス株式会社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)				
	株式会社ウィルグループ		フォースタートアップス株式会社	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,360,300	896	525,000	235
権利付与	-	-	-	-
権利失効	11,000	1,656	3,000	247
権利行使	233,100	460	274,200	234
権利満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,116,200	979	247,800	235
期末行使可能残高	623,200	444	247,800	235

(注1) 当連結会計年度に行使されたストック・オプションの権利行使日時点の加重平均株価は、当社1,007円、フォースタートアップス株式会社1,682円です。

(注2) 未行使のストック・オプションの加重平均残存期間は、当連結会計年度において4年です。

(注3) フォースタートアップス株式会社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割調整後の数値を記載しています。

連結損益計算書に計上された金額

ストック・オプションに係る費用は、前連結会計年度において204百万円、当連結会計年度において27百万円です。当該費用は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(2) 業績連動型株式報酬制度

制度内容

当社は、当社の取締役（社外取締役及び無報酬の取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員及び一部の当社子会社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度等を導入しています。これらの対象者を受益者とする「役員向け株式交付信託」に係る信託口が所有する当社株式は、合計で285,000株です。

当連結会計年度においては、当連結会計年度を対象として付与されることが見込まれる株式交付ポイントに基づき、株式報酬費用を認識しています。

連結損益計算書に計上された金額

役員向け株式交付信託に係る費用は、当連結会計年度において57百万円です。当該費用は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しています。

期中に付与されたポイント数及びポイントの加重平均公正価値

ポイントの付与日における公正価値の測定は、当社株式の市場価格を基礎として算定しています。

期中に付与されたポイント数及びポイントの加重平均公正価値は、以下の通りです。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	業績連動ポイント	固定ポイント
期中に付与されたポイント数	60,000	31,644
加重平均公正価値(円)	649	598

18. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数、発行済株式数

当社の授権株式数、発行済株式数は以下の通りです。なお、発行済株式は全額払込み済です。

(単位：株)

	授権株式数 (無額面普通株式)	発行済株式数 (無額面普通株式)
前連結会計年度期首(2019年4月1日)	63,360,000	22,242,400
期中増減(注)	-	79,000
前連結会計年度(2020年3月31日)	63,360,000	22,321,400
期中増減(注)	-	233,100
当連結会計年度(2021年3月31日)	63,360,000	22,554,500

(注) 新株予約権の権利行使によるものです。

(2) 自己株式

自己株式数は以下の通りです。

(単位：株)

	株式数
前連結会計年度期首(2019年4月1日)	6,303
期中増減(注1)	89,000
前連結会計年度(2020年3月31日)	95,303
期中増減(注2)	195,076
当連結会計年度(2021年3月31日)	290,379

(注1) 前連結会計年度の自己株式の取得による増加は、東京証券取引所における市場買付によるものです。

(注2) 当連結会計年度の自己株式の取得による増加のうち、195,000株は「役員向け株式交付信託」による取得です。残り76株は単元未満株式の買取による増加です。

(3) 資本剰余金

資本剰余金は、資本取引から生じた金額のうち資本金に含まれない金額で構成されています。

資本準備金

会社法では、株式の発行に際しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本準備金として計上することが規定されています。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しています。なお、契約及び金額等は、「17. 株式報酬」に記載しています。

非支配持分に係る売建プット・オプション

当社グループは、非支配株主が保有する子会社の資本持分に関連して、非支配持分へ付与した売建プット・オプションについて、要支払額の割引現在価値を金融負債として認識するとともに、当初認識時に資本剰余金から減額しています。

(4) 利益剰余金

利益剰余金は、当期及び過年度に純損益として認識されたもの及びその他の包括利益から振替えられたものからなります。会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された親会社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されています。また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けています。当社はその範囲内で利益剰余金の分配を行っています。

(5) その他の資本の構成要素

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額です。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジに利用されたヘッジ手段の公正価値の純変動額の累計額のうち、ヘッジが有効な部分からなり、純損益に影響を与える際に認識されます。

公正価値の変動による評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の公正価値の純変動額の累計額です。

(6) その他の資本の構成要素に累積されたその他の包括利益（税効果考慮後）

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融資 産	合計
2019年4月1日	174	18	414	607
その他の包括利益	1,208	25	22	1,205
利益剰余金への振替	-	-	24	24
2020年3月31日	1,382	6	413	1,789

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融資 産	合計
2020年4月1日	1,382	6	413	1,789
その他の包括利益	1,460	9	204	1,674
利益剰余金への振替	-	-	228	228
2021年3月31日	77	16	436	343

19. 配当金

(1) 配当金支払額

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

決議	株式の種類	配当の総額 (単位:百万円)	1株当たり 配当額 (単位:円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	400	18	2019年3月31日	2019年6月20日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

決議	株式の種類	配当の総額 (単位:百万円)	1株当たり 配当額 (単位:円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	511	23	2020年3月31日	2020年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

決議	株式の種類	配当の総額 (単位:百万円)	1株当たり 配当額 (単位:円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	541	24	2021年3月31日	2021年6月23日

20. 売上収益

(1) 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を主要な市場地域、取引の性質に応じて分解した収益の内訳は以下の通りです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
国内WORK事業		
人材派遣	60,839	58,986
業務請負	14,801	14,351
人材紹介その他	8,797	6,711
合計	84,438	80,050
海外WORK事業		
アジア	7,818	6,515
オーストラリア	28,110	30,405
合計	35,928	36,920
人材派遣	31,377	33,236
人材紹介その他	4,550	3,683
合計	35,928	36,920
その他		
人材派遣	24	13
人材紹介その他	1,525	1,265
合計	1,549	1,278
合計	121,916	118,249

(注) 上記の表はIFRSによる売上収益です。



(2)契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は次の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2019年4月1日)	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	14,650	14,844	14,146
受取手形及び売掛金	14,650	14,844	14,146

21. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給付費用	12,963	12,984
求人費	1,980	1,624
減価償却費及び償却費	1,983	2,158
支払手数料	1,348	1,198
その他	3,146	2,497
合計	21,422	20,463

22. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	10	7
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	0
その他	31	3
合計	42	11

金融費用の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	59	34
リース負債	54	50
為替差損	15	16
その他	1	146
合計	131	247

23. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下の通りです。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	2019年4月1日 残高	純損益を通じて 認識	その他の包括利 益を通じて認識	その他(注1)	2020年3月31日 残高
繰延税金資産					
未払費用	437	182	-	0	620
リース負債	2,076	228	-	207	2,055
未払有給休暇	551	147	-	1	700
その他	601	78	0	19	504
合計	3,666	22	0	190	3,880
繰延税金負債					
使用权資産	2,074	240	-	212	2,045
その他の無形資産	1,151	92	-	239	1,298
その他	44	4	-	17	66
合計	3,269	328	-	468	3,410
純額	396	351	0	278	470

(注1) その他には在外活動事業体の為替差額及び企業結合による影響が含まれています。

(注2) 新型コロナウイルスの感染症拡大による不確実性の影響について評価した結果、長期的な業績への影響は軽微であると判断しており、繰延税金資産の回収可能性の見積りに重要な影響はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	2020年4月1日 残高	純損益を通じて 認識	その他の包括利 益を通じて認識	その他(注1)	2021年3月31日 残高
繰延税金資産					
未払費用	620	17	-	-	637
リース負債	2,055	299	-	154	1,909
未払有給休暇	700	9	-	-	710
その他	504	133	109	21	550
合計	3,880	138	109	175	3,807
繰延税金負債					
使用权資産	2,045	304	-	155	1,896
その他の無形資産	1,298	90	-	232	1,440
その他	66	28	-	13	81
合計	3,410	366	-	374	3,418
純額	470	227	109	198	389

(注1) その他には在外活動事業体の為替差額及び企業結合による影響が含まれています。

(注2) 新型コロナウイルスの感染症拡大による不確実性の影響について評価した結果、長期的な業績への影響は軽微であると判断しており、繰延税金資産の回収可能性の見積りに重要な影響はありません。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の金額は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
将来減算一時差異	8	24
税務上の繰越欠損金	38	104

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の繰越期限は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年目	24	1
2年目	1	12
3年目	12	-
4年目	-	-
5年目以降	-	90
合計	38	104

繰延税金負債を認識していない将来加算一時差異はありません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期税金費用	1,695	1,337
繰延税金費用	351	227
合計	1,344	1,110

(3) 法定実効税率の調整

各連結会計年度における法定実効税率と実際負担税率との調整は以下の通りです。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税の負担割合を表示しています。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
法定実効税率(注)	30.6%	30.6%
(調整)		
未認識の繰延税金資産の変動	0.1%	0.0%
課税所得の計算上加減算されない損益による影響	3.1%	0.1%
子会社の適用税率との差異	2.0%	2.6%
その他	1.6%	1.4%
実際負担税率	33.1%	29.3%

(注) 当社は日本における法人税、住民税及び事業税に基づき、前連結会計年度及び当連結会計年度の実効税率30.6%として算出しています。ただし、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されていません。

24. 1株当たり当期利益

普通株主に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
基本的1株当たり当期利益算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,380	2,363
親会社の普通株主に帰属しない当期利益	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,380	2,363
加重平均普通株式数(千株)	22,230	22,226
基本的1株当たり当期利益	107.07	106.35
希薄化後1株当たり当期利益算定上の基礎		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,380	2,363
当期利益調整額	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	2,380	2,363
加重平均普通株式数(千株)	22,230	22,226
新株予約権による普通株式増加数(千株)	493	375
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	22,723	22,602
希薄化後1株当たり当期利益	104.75	104.59
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2017年7月 取締役会決議による 新株予約権 695個 普通株式 69,500株	2017年7月 取締役会決議による 新株予約権 494個 普通株式 49,400株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度0株、当連結会計年度98,953株です。

25. その他の包括利益

その他の包括利益の内訳と対応する税効果額は以下の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
	税効果調整前	税効果額	税効果調整後	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
純損益に振り替えられる ことのない項目						
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産						
当期発生額	40	11	28	307	105	202
期中増減額	40	11	28	307	105	202
純損益に振り替えられる 可能性のある項目						
キャッシュフロー・ヘッジ						
当期発生額	36	11	25	13	4	9
期中増減額	36	11	25	13	4	9
在外営業活動体の換算差額						
当期発生額	1,257	-	1,257	1,534	-	1,534
当期増減額	1,257	-	1,257	1,534	-	1,534
その他の包括利益合計	1,261	0	1,260	1,856	109	1,747

26. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長と企業価値増大を実現するために資本管理をしています。  
当社グループが資本管理において用いる主な指標は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
親会社所有者帰属持分比率(注1)	11.7%	17.6%
デット・エクイティ・レシオ(注2)	1.9	1.1
ネット・デット・エクイティ・レシオ(注3)	0.7	0.2

(注1) 親会社の所有者に帰属する持分 / 総資本

(注2) 借入金 / 親会社の所有者に帰属する持分

(注3) (借入金 - 現金及び現金同等物) / 親会社の所有者に帰属する持分

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる信用リスク、流動性リスク及び市場リスク等の財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしています。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを管理する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(3) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権について当社経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っています。

敷金保証金は主にオフィスの敷金であり、保有会社の信用リスクに晒されています。契約時に保有会社の信用調査を行い、信用リスクの軽減を図っています。

また、デリバティブ利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定して取引を行っています。

期末日における、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている金融資産の帳簿価額です。なお、特定の取引先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、支払期日からの経過情報、事業状況又は財務状況の不利な変化等を考慮しており、信用リスクの著しい増加を示す客観的な証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等が挙げられます。

信用リスクが著しく増大している金融資産のうち、債務者が深刻な財政難を理由に弁済条件の大幅な見直しを要請してきた場合など、債権の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしています。

当社グループは債務者が債務不履行と判断される場合や債務者の破産等による法的整理手続の開始等があった場合には、当該金融資産は信用減損したものと判断しています。

将来回収できないことが明らかな金額は、金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、各金融資産の減損後の帳簿価額であり、各報告日における総額での帳簿価額は以下の通りです。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用 損失と等しい金額 で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの		
		信用減損金融資産 ではない金融資産	信用減損金融資産	営業債権
期日経過前	1,134	-	-	13,170
期日経過後	-	-	-	1,687
計	1,134	-	-	14,857

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	12ヶ月の予想信用 損失と等しい金額 で測定されるもの	全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されるもの		
		信用減損金融資産 ではない金融資産	信用減損金融資産	営業債権
期日経過前	1,852	-	-	13,424
期日経過後	-	-	-	730
計	1,852	-	-	14,155

当社グループは、損失評価引当金の金額は、以下のように算定しています。

「営業債権」に関する予想損失に対してIFRS第9号に規定される単純化したアプローチを採用しており、債権等を相手先の信用リスク特性に応じてグルーピングし、それぞれのグループについて、相手先の信用リスク特性に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定した全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を計上しています。

「その他の金融資産」のうち、償却原価で測定される金融資産に関する予想損失に対してIFRS第9号に規定される原則的なアプローチに基づき、信用リスク区分に応じて、当初認識時以降、信用リスクが著しく増大していると判断されていない場合には、向こう12ヶ月以内に生じる可能性があるデフォルト事象に起因する信用損失について、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を総額の帳簿価額に乗じて算定した損失評価引当金を計上しており、信用リスクが著しく増加している場合には、デフォルトのタイミングにかかわらず、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、総額の帳簿価額との差額をもって算定した全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を計上しています。

なお、取引先の与信管理や定期的なモニタリングを行うことにより信用リスクの軽減を図っています。当社が保有する金融資産は、一時的に入金が延滞する債権はあるものの、これらの債権についてはいずれも延滞発生後早期に回収できているため信用リスクが低く、損失評価引当金の金額には重要性がないため、損失評価引当金の調整表は記載を省略しています。

また、当社グループは、購入又は組成された信用減損の状況にある金融資産は保有しておらず、信用減損している金融資産はありません。

(4) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

買掛金、借入金及びその他の金融負債は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、適時資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、当該リスクを管理しています。

各金融負債の期日別内訳は以下の通りです。流動負債のうち、支払期日が1年以内であり、かつ帳簿残高と契約上のキャッシュ・フローが一致しているものは下表に含めていません。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
借入金	9,710	9,753	3,198	2,776	2,473	1,271	34	-
リース負債	6,530	6,633	1,269	949	821	670	614	2,306
非支配持分に係 る売建ブット・ オプション	3,377	3,497	665	2,493	338	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
借入金	8,789	8,817	4,880	2,544	1,295	44	10	42
リース負債	6,406	6,537	1,110	926	704	629	557	2,609
非支配持分に係 る売建ブット・ オプション	3,300	3,307	2,041	1,265	-	-	-	-



(5) 市場リスク

為替変動リスク

当社グループの為替リスクに晒されている金融商品の残高（当社グループ各社が各機能通貨で実施する取引に係るものを除く）は僅少であり、為替リスクの影響は軽微であるため為替変動リスクの感応度分析の開示は省略しています。

金利変動リスク

当社グループは、運転資金確保、固定資産取得などのため金融機関からの借入などを通じて資金調達を行っており、資金の調達や運用などに伴う金利変動リスクにさらされています。

( ) 金利変動リスクのエクスポージャー

当社グループの金利変動に対するエクスポージャーは、次の通りです。なお、エクスポージャーの金額は、デリバティブ取引により金利変動リスクがヘッジされている金額は除いています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
変動金利借入金	8,118	7,479

( ) 金利変動リスクの感応度分析

当社グループが連結会計年度末において保有する金融商品について、金利が1%上昇した場合の当期利益に与える影響額は次の通りです。なお、当該分析は他のすべての変数が一定であると仮定しています。

当該分析では、期末における金利の変動による影響を受ける金融商品の正味残高に1%を乗じて影響額を算定しています。なお、金利スワップ取引により実質的に固定金利付金融商品となっているものは除いています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期利益	56	51

(6) 公正価値

公正価値の測定方法

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次の通り分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

金融商品のレベル間の振替は、四半期連結会計期間末において認識しています。

公正価値の算定方法

(株式及びSAFE投資)

非上場株式及びSAFE投資の公正価値の測定にあたり、主に時価純資産法により、公正価値を算定しています。

(敷金保証金)

将来キャッシュ・フローを合理的と考えられる期間及び利率で割引いた現在価値により算定しています。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(デリバティブ)

取引先金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットに基づいて算定しています。

公正価値で測定していない金融商品

公正価値で測定していない金融資産及び負債の公正価値及び連結財政状態計算書における帳簿価額は次の通りです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定していない資産				
敷金保証金	648	644	599	595
公正価値で測定していない負債				
借入金	9,710	9,706	8,789	8,786
非支配持分に係る売建プット・オプション	3,377	3,377	3,300	3,300

なお、公正価値で測定していない金融商品のうち、流動資産・流動負債に分類される営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、その他の金融負債(リース負債を除く)の帳簿価額は公正価値に近似しているため、上表には含めていません。

敷金保証金及び借入金の公正価値ヒエラルキーは、レベル2に区分されます。

公正価値で測定する金融商品

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、次の通りです。また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。なお、重要なレベル間の振替はありません。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産： 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
SAFE投資	-	-	164	164
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	-	-	466	466
合計	-	-	631	631

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産： 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
SAFE投資	-	-	164	164
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	-	-	386	386
合計	-	-	550	550

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しています。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替はありません。

レベル3の株式に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しています。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクをもっとも適切に反映できる評価技法及びインプットを用いています。

レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表は以下の通りです。

金融資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	326	631
利得及び損失合計	40	307
純損益	-	-
その他の包括利益	40	307
取得	353	95
処分	8	369
その他	-	114
期末残高	631	550

レベル3に分類されている金融資産は、主に事業シナジーのあるHRTech関連の非上場株式等により構成されています。当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的とする長期保有の株式について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。「その他」には、「その他の金融資産（非流動資産）」から「持分法で会計処理されている投資」への区分変更が含まれています。

当連結会計年度末に「その他の金融資産」に計上されている、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の公正価値及び受取配当金は、前連結会計年度においてそれぞれ466百万円、0百万円、当連結会計年度においてそれぞれ386百万円、0百万円です。

なお、当社グループは、資産の効率化や取引関係の見直し等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の一部を売却することにより認識を中止していますが、前連結会計年度及び当連結会計年度において認識を中止したもにかかると公正価値に重要性はありません。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品のうち、前連結会計年度及び当連結会計年度において認識を中止したもにかかると利得又は損失の累計額に重要性はありません。

27. キャッシュ・フロー情報

財務活動から生じた主な負債の変動は以下の通りです。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	2019年 4月1日	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2020年 3月31日
			連結範囲の 変動	為替変動	新規リース	その他 (注2)	
短期借入金	1,375	1,413	146	0	-	0	109
長期借入金(注1)	10,078	476	-	2	-	1	9,601
リース負債	6,454	1,223	125	14	1,218	30	6,530
非支配持分に係る売建 プット・オプション	2,655	-	1,506	166	-	619	3,377

(注1) 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めています。

(注2) その他には、営業活動によるキャッシュ・フローに含まれる利息の支払額114百万円を控除した金額で表記しています。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	2020年 4月1日	キャッ シュ・フ ローを伴う 変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2021年 3月31日
			連結範囲の 変動	為替変動	新規リース	その他 (注2)	
短期借入金	109	1,890	-	-	-	0	2,000
長期借入金(注1)	9,601	2,810	-	-	-	2	6,789
リース負債	6,530	1,302	-	136	1,725	684	6,406
非支配持分に係る売建 プット・オプション	3,377	798	-	574	-	146	3,300

(注1) 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めています。

(注2) その他には、営業活動によるキャッシュ・フローに含まれる利息の支払額86百万円を控除した金額で表記しています。

28. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

種類	名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	未決済残高
役員	池田 良介	当社代表取締役	新株予約権の行使(注)	85	-

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しています。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬は以下の通りです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	97	140
株式に基づく報酬	32	30
合計	129	170

29. 主要な子会社

(1) 企業集団の構成

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載の通りです。

(2) 当社にとって重要な非支配持分がある子会社の要約連結財務諸表等

当社の子会社のうち、重要な非支配持分がある子会社の状況は以下の通りです。

子会社名	所在地	非支配持分割合(%)		非支配持分に 配分された純損益 (百万円)		非支配持分の累積額 (百万円)	
		前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
DFP Recruitment Holdings Pty Ltd 及び子会社	オーストラリア	20.00%	20.00%	16	25	556	329
The Chapman Consulting Group Pte. Ltd. 及び子会社	シンガポール他	49.00%	49.00%	172	117	702	563
u&u Holdings Pty Ltd 及び子会社	オーストラリア	40.00%	20.00%	138	104	506	301

重要な非支配持分がある子会社の要約財務情報は以下の通りです。

(a) DFP Recruitment Holdings Pty Ltd 及び子会社

要約財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産	1,436	1,586
非流動資産	2,923	2,355
資産合計	4,359	3,942
流動負債	1,086	1,104
非流動負債	490	342
負債合計	1,576	1,446
資本合計	2,782	2,496

要約損益計算書及び要約包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	11,848	12,991
当期利益	92	192
その他の包括利益	73	72
包括利益	18	264
非支配持分への配当金の支払額	2	18

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	292	305
投資活動によるキャッシュ・フロー	63	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	247	223
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	18	75

(b) The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.及び子会社  
要約財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産	963	980
非流動資産	977	999
資産合計	1,940	1,980
流動負債	274	293
非流動負債	232	238
負債合計	506	532
資本合計	1,433	1,448

要約損益計算書及び要約包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	1,532	1,183
当期利益	378	129
その他の包括利益	15	22
包括利益	363	152
非支配持分への配当金の支払額	155	155

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	489	166
投資活動によるキャッシュ・フロー	3	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	155	155
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	329	10

(c) u&u Holdings Pty Ltd及び子会社  
要約財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産	780	883
非流動資産	1,501	1,769
資産合計	2,281	2,652
流動負債	516	596
非流動負債	501	522
負債合計	1,017	1,119
資本合計	1,264	1,533

要約損益計算書及び要約包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	6,085	6,572
当期利益	366	303
その他の包括利益	22	71
包括利益	344	374
非支配持分への配当金の支払額	23	187

要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	347	194
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	170	236
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	175	43

30. 後発事象

該当事項はありません。



( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上収益 ( 百万円 )	28,635	58,177	88,139	118,249
税引前四半期 ( 当期 ) 利益 ( 百万円 )	977	2,085	3,044	3,788
親会社の所有者に帰属する 四半期 ( 当期 ) 利益 ( 百万円 )	632	1,304	1,878	2,363
基本的 1 株当たり 四半期 ( 当期 ) 利益 ( 円 )	28.45	58.70	84.52	106.35

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり 四半期利益 ( 円 )	28.45	30.26	25.81	21.84

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	282	223
販売用不動産	770	285
前払費用	81	62
短期貸付金	47	52
関係会社短期貸付金	210	95
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	119	119
未収入金	1,715	1,591
その他	116	124
流動資産合計	2,243	1,454
固定資産		
有形固定資産		
建物	46	18
工具、器具及び備品	257	206
車両運搬具	5	4
有形固定資産合計	310	229
無形固定資産		
ソフトウェア	294	419
ソフトウェア仮勘定	130	117
その他	2	1
無形固定資産合計	427	538
投資その他の資産		
投資有価証券	20	110
関係会社株式	15,111	14,924
その他の関係会社有価証券	1,054	1,313
関係会社長期貸付金	1,476	2,010
長期前払費用	4	1
繰延税金資産	76	121
その他	102	21
投資その他の資産合計	17,846	18,504
固定資産合計	18,583	19,273
資産合計	20,826	20,728

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	-	2,200
関係会社短期借入金	1,500	1,711
1年内返済予定の長期借入金	3,062	2,798
未払金	1,342	1,259
未払費用	120	121
未払法人税等	476	-
預り金	9	12
賞与引当金	59	71
その他	15	25
流動負債合計	5,486	6,900
<b>固定負債</b>		
長期借入金	6,533	3,770
役員株式給付引当金	-	33
固定負債合計	6,533	3,803
負債合計	12,019	10,704
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,033	2,089
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	2,206	2,263
その他資本剰余金	277	269
資本剰余金合計	2,484	2,532
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	0	0
<b>その他利益剰余金</b>		
任意積立金	-	86
繰越利益剰余金	4,356	5,578
その他利益剰余金合計	4,356	5,664
利益剰余金合計	4,357	5,665
自己株式	89	279
株主資本合計	8,786	10,008
新株予約権	20	15
純資産合計	8,806	10,023
負債純資産合計	20,826	20,728

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,350	1,457
売上原価	23	53
売上総利益	3,479	4,044
販売費及び一般管理費	1,225	2,486
営業利益	1,220	1,558
営業外収益		
受取利息	163	167
為替差益	-	253
投資事業組合運用益	-	148
その他	11	125
営業外収益合計	64	493
営業外費用		
支払利息	136	131
投資事業組合運用損	54	-
為替差損	310	-
その他	0	0
営業外費用合計	402	31
経常利益	882	2,019
特別利益		
関係会社株式売却益	973	-
その他	23	0
特別利益合計	997	0
特別損失		
固定資産除却損	0	7
関係会社株式評価損	-	44
投資有価証券評価損	2	-
事業撤退損	-	123
その他	-	1
特別損失合計	2	177
税引前当期純利益	1,877	1,842
法人税、住民税及び事業税	190	69
法人税等調整額	36	45
法人税等合計	154	23
当期純利益	1,722	1,819

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		12	54.5	484	91.2
労務費		5	24.7	-	-
経費		4	20.8	46	8.8
売上原価		23	100.0	531	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
					任意積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,017	2,190	277	2,468	0	-	3,034	3,035
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の 行使）	16	16		16				
剰余金の配当							400	400
当期純利益							1,722	1,722
任意積立金の積立								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	16	16	-	16	-	-	1,322	1,322
当期末残高	2,033	2,206	277	2,484	0	-	4,356	4,357

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	2	7,518	18	18	21	7,520
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の 行使）		32				32
剰余金の配当		400				400
当期純利益		1,722				1,722
任意積立金の積立						
自己株式の取得	87	87				87
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			18	18	1	17
当期変動額合計	87	1,268	18	18	1	1,285
当期末残高	89	8,786	-	-	20	8,806

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
						任意積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,033	2,206	277	2,484	0	-	4,356	4,357
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の 行使）	56	56		56				
剰余金の配当							511	511
当期純利益							1,819	1,819
任意積立金の積立						86	86	-
自己株式の取得								
自己株式の処分			8	8				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	56	56	8	47		86	1,221	1,307
当期末残高	2,089	2,263	269	2,532	0	86	5,578	5,665

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	89	8,786	-	-	20	8,806
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の 行使）		112				112
剰余金の配当		511				511
当期純利益		1,819				1,819
任意積立金の積立		-				-
自己株式の取得	274	274				274
自己株式の処分	84	76				76
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					5	5
当期変動額合計	189	1,222	-	-	5	1,216
当期末残高	279	10,008	-	-	15	10,023

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項において有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) 棚卸資産

販売用不動産 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

車両運搬具 6年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(2) 役員株式給付引当金 役員向け株式交付信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果の適用

当社は「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取り扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。



(重要な会計上の見積り)

#### 1. 子会社株式の評価

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は次の通りです。

##### (1) 当年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、時価のない子会社株式を14,911百万円計上しています。このうち、主要なものは、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. 8,912百万円、株式会社ウィルオブ・コンストラクション 3,409百万円です。

##### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

時価のない子会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しています。

当該実質価額に含まれる超過収益力の評価については、連結財政状態計算書に計上されている同社に係るのれんと同様の経営者の見積り要素が含まれます。連結財務諸表注記「11.非金融資産の減損」に記載しているため、記載を省略しています。

#### 2. その他有価証券の評価

会計上の見積りは、(重要な会計方針) 1. 資産の評価基準及び評価方法(1) 有価証券 その他有価証券に記載しています。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

##### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

##### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業

会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する業績連動型株式報酬制度を導入しています。

(1) 取引の概要

「1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記事項 17. 株式に基づく報酬 (2) 業績連動型株式報酬制度」に記載しています。

(2) 信託に残存する自社株式

役員向け株式交付信託の会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において274百万円、285,000株です。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りです。(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	719百万円	590百万円
短期金銭債務	6 "	20 "

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	10,800百万円	10,900百万円
借入実行残高	-	2,000百万円
差引額	10,800百万円	8,900百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	3,441百万円	3,999百万円
販売費及び一般管理費	22 "	37 "
営業取引以外の取引高		
営業外収益	62百万円	85百万円
営業外費用	0 "	0 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	106百万円	139百万円
給料及び手当	610 "	716 "
地代家賃	59 "	68 "
減価償却費	222 "	250 "
賞与引当金繰入額	59 "	71 "
支払手数料	318 "	363 "
求人費	46 "	17 "
業務委託費	160 "	291 "
おおよその割合		
販売費	17.0%	15.7%
一般管理費	83.0 "	84.3 "

(有価証券関係)

子会社株式及びその他の関係会社有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	13	3,170	3,156
その他の関係会社有価証券	-	-	-
合計	13	3,170	3,156

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	13	3,010	2,997
その他の関係会社有価証券	-	-	-
合計	13	3,010	2,997

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	15,097	14,911
その他の関係会社有価証券	1,054	1,313

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及びその他の関係会社有価証券」には含めていません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
繰延税金資産		
賞与引当金	21百万円	25百万円
関係会社株式	115 "	136 "
投資有価証券	25 "	40 "
固定資産	3 "	40 "
その他	34 "	9 "
小計	198百万円	251百万円
評価性引当額	122百万円	103百万円
合計	76百万円	148百万円
繰延税金負債		
任意積立金	- 百万円	26百万円
合計	- 百万円	26百万円
繰延税金資産の純額	76百万円	121百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 "	1.1 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	22.2 "	28.7 "
住民税均等割	0.1 "	0.2 "
評価性引当額の増減	0.6 "	1.0 "
その他	0.1 "	0.8 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.2%	1.3%

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	46	5	31	2	18	29
	工具、器具及び備品	257	26	1	75	206	217
	車両運搬具	5	-	-	1	4	2
	計	310	32	33	79	229	249
無形固定資産	ソフトウェア	294	395	99	171	419	-
	ソフトウェア仮勘定	130	25	38	-	117	-
	その他	2	0	0	0	1	-
	計	427	421	137	171	538	-

(注1) 当期増加額のうち主なものは、次の通りです。

販売管理目的の取得

ソフトウェア

111百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	59	71	59	71
役員株式給付引当金	-	33	-	33

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																					
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内																					
基準日	3月31日																					
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																					
1単元の株式数	100株																					
単元未満株式の買取り	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 -</p> <p>買取手数料 無料</p>																					
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としています。 <a href="https://willgroup.co.jp/">https://willgroup.co.jp/</a> やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p>																					
株主に対する特典	<p>毎年3月末日現在の株主名簿に記載又は記録された100株(1単元)以上保有の株主に対して、下記の通りクオカードを贈呈します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">保有株式数</th> </tr> <tr> <th>100株以上200株未満</th> <th>200株以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">継続保有期間 (注)1</td> <td>1年未満</td> <td>クオカード 500円分</td> <td>クオカード1,000円分</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>クオカード1,000円分</td> <td>クオカード2,000円分</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>クオカード1,500円分</td> <td>クオカード3,000円分</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>クオカード2,000円分</td> <td>クオカード4,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 継続保有期間は、基準日である毎年3月31日から起算し、3月31日現在の当社株主名簿に、同一株主番号で連続して、1年以上2年未満は2回、2年以上3年未満は3回、3年以上は4回以上、記載又は記録された株主を対象とします。</p>					保有株式数		100株以上200株未満	200株以上	継続保有期間 (注)1	1年未満	クオカード 500円分	クオカード1,000円分	1年以上2年未満	クオカード1,000円分	クオカード2,000円分	2年以上3年未満	クオカード1,500円分	クオカード3,000円分	3年以上	クオカード2,000円分	クオカード4,000円分
		保有株式数																				
		100株以上200株未満	200株以上																			
継続保有期間 (注)1	1年未満	クオカード 500円分	クオカード1,000円分																			
	1年以上2年未満	クオカード1,000円分	クオカード2,000円分																			
	2年以上3年未満	クオカード1,500円分	クオカード3,000円分																			
	3年以上	クオカード2,000円分	クオカード4,000円分																			

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第14期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月23日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月23日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月7日関東財務局長に提出。

(第15期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月9日関東財務局長に提出。

(第15期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月9日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2020年6月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき臨時報告書

2021年2月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づき臨時報告書



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

株式会社ウィルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 真

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大谷 文隆

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ウィルグループ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

海外WORK事業セグメントに属する資金生成単位に配分されたのれん及びその他の無形資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん6,155百万円及びその他の無形資産6,049百万円が計上されている。このうち、のれん1,355百万円及びその他の無形資産995百万円は、海外WORK事業セグメントに属するシンガポール所在の連結子会社であるWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.がThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の持分を取得した際に生じたものであり、総資産の5.0%を占めている。</p> <p>会社は、国際会計基準を適用し、連結財務諸表注記3.重要な会計方針(10)非金融資産の減損及び11.非金融資産の減損に記載のとおり、のれんを含む資金生成単位については、減損の兆候があるときに加え、毎期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識することとしている。なお、回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれが高い方により測定している。</p> <p>会社は、当連結会計年度において、資金生成単位The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.に配分されたのれんの減損テストにおける回収可能価額として、使用価値を用いている。この使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、会社の中期経営計画の実現に向けてThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.で作成された同社の中期経営計画及び翌期事業計画(以下この欄及び右欄において「中期経営計画等」という。)を基礎として見積られる。同社の中期経営計画等では、主要な仮定として、主要な事業拠点のあるドイツ、アメリカ、中国等の新規顧客獲得による収益向上を見込んでいるが、各国の政策及び法規制の変化の影響を受ける可能性があり、同社の中期経営計画等の実現には高い不確実性を伴う。このため、経営者によるこれらの見積りの判断が将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす。</p> <p>また、使用価値の測定に用いる割引率(税引前)の見積りにおいては、資本資産価格モデル及び主要な仮定であるインプットデータの選択に当たり評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、海外WORK事業セグメントに属する資金生成単位のThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.に配分されたのれん及びその他の無形資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.に関するのれん及びその他の無形資産を含む資金生成単位の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれんを含む資金生成単位の減損テストにおける回収可能価額の測定に関連する会社の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特にThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の中期経営計画等の会社における承認過程に焦点を当てた。</p> <p>(2) 使用価値の見積りの合理性についての検証</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の中期経営計画等の作成に当たって採用された主要な仮定及びその根拠について会社の経営者に対して質問した。</p> <p>その上で、連結子会社WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.の監査人に監査の実施を指示するとともに、以下を含む監査手続の実施結果の報告を受け、当監査法人が属するネットワークファームの評価の専門家を関与させて、同監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手しているか否かを評価した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれんを含む資金生成単位の減損テストにおける回収可能価額の測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性について、特にThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の中期経営計画等のWILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.における承認過程に焦点を当てて評価が実施されていること。</p> <p>(2) 使用価値の見積りの合理性についての検証</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるThe Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の中期経営計画等の作成に当たって採用された主要な仮定に基づいて算定された使用価値の合理性について、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.の経営者に対する質問を通じて評価されていること。</p> <p>また、主に以下の手続を実施することを通じて、その合理性が評価されていること。</p> <p>中期経営計画等</p> <p>重要な影響を与える主要な事業拠点のある国における事業成長率についての、各国の統計局等が公表している各国市場のデータとの整合性の検証</p> <p>The Chapman Consulting Group Pte. Ltd.の中期経営計画等に対して一定の不確実性を織り込んだ場合の、減損損失の認識に与える余裕度の検討</p> <p>割引率</p> <p>割引率についての、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.の監査人が属するネットワークファームの評価の専門家を利用した算定方法の合理性の評価及び同専門家が市場データ及び仮定を用いて独自に算定した値との比較</p> <p>割引率の算定に利用されたインプットデータを変動させた場合の、減損損失の認識に与える余裕度の検討</p>

国内WORK事業セグメントに属する資金生成単位に配分されたのれん及びその他の無形資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん6,155百万円及びその他の無形資産6,049百万円が計上されている。このうち、のれん1,646百万円及びその他の無形資産1,040百万円は、国内WORK事業セグメントに属する株式会社ウィルオブ・コンストラクションの持分を取得した際に生じたものであり、総資産の5.7%を占めている。</p> <p>会社は、国際会計基準を適用し、連結財務諸表注記3. 重要な会計方針(10)非金融資産の減損及び11. 非金融資産の減損に記載のとおり、のれんを含む資金生成単位については、減損の兆候があるときに加え、每期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしている。なお、回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれが高い方により測定している。</p> <p>会社は、当連結会計年度において、資金生成単位株式会社ウィルオブ・コンストラクションに配分されたのれんの減損テストにおける回収可能価額として、使用価値を用いている。この使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、会社の中期経営計画の実現に向けて株式会社ウィルオブ・コンストラクションで作成された同社の中期経営計画及び翌期事業計画（以下この欄及び右欄において「中期経営計画等」という。）を基礎として見積もられる。同社の中期経営計画等では、主要な仮定として国内建設市場の需要予測及び労働市場の供給予測を基にした今後の成長並びに営業人員の増員並びに新規分野への進出による業容拡大による収益向上を見込んでいるが、国の政策及び法規制の変化の影響を受ける可能性がある他、営業施策や人員計画等の実現には高い不確実性を伴う。このため、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>また、使用価値の測定に用いる割引率（税引前）の見積りにおいては、資本資産価格モデル及び主要な仮定であるインプットデータの選択に当たり評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、国内WORK事業セグメントに属する資金生成単位である株式会社ウィルオブ・コンストラクションに配分されたのれん及びその他の無形資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ウィルオブ・コンストラクションに関するのれん及びその他の無形資産を含む資金生成単位の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のれんを含む資金生成単位の減損テストにおける回収可能価額の測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に株式会社ウィルオブ・コンストラクションの中期経営計画等の承認過程に焦点を当てた。</p> <p>(2) 使用価値の見積りの合理性についての検証 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社ウィルオブ・コンストラクションの中期経営計画等の作成に当たって採用された主要な仮定に基づいて算定された使用価値の合理性について、経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>中期経営計画等 国内建設市場の需要予測及び労働市場の供給予測についての、外部市場調査機関が公表している国内建設市場の需要予測及び労働市場の供給予測データとの整合性の検証 業容拡大施策の内容の把握及び業容拡大施策の主な施策の達成状況と差異原因の検討 ・社員数増加計画と社員数増加実績との比較 ・新規分野への進出計画と類似施策の実績との比較 株式会社ウィルオブ・コンストラクションの中期経営計画等に織り込まれた不確実性の程度と過去の計画達成状況の比較</p> <p>割引率 当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、主に以下について検討した。 算定方法の合理性の評価及び会社が採用したインプットデータと利用可能な外部データとの比較 割引率の算定に利用されたインプットデータを変動させた場合の、減損損失の認識に与える余裕度の検討</p>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウィルグループの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ウィルグループが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

株式会社ウィルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 真

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大谷 文隆

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィルグループの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査上の主要な検討事項**

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ウィルオブ・コンストラクションの株式の評価損の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式14,924百万円には、注記事項「(重要な会計上の見積り) 1. 子会社株式の評価」に記載されているとおり、非上場の子会社である株式会社ウィルオブ・コンストラクションに係る時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式3,409百万円が計上されている。</p> <p>非上場の子会社に対する投資等、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。</p> <p>会社は、株式会社ウィルオブ・コンストラクションの株式の評価損の認識の要否を検討するに当たり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較しており、当該実質価額に含まれる超過収益力の評価については、連結財政状態計算書に計上されている同社に係るのれんと同様の経営者の見積り要素が含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社ウィルオブ・コンストラクションの株式の評価損の認識の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「国内WORK事業に属する資金生成単位の配分されたのれん及びその他の無形資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、個別財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項



付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。